

岡崎市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)

令和3年3月

岡 崎 市

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 はじめに.....	1
第2節 計画改定の目的	1
第3節 計画の位置付け	2
第4節 計画の期間.....	3
第2章 岡崎市の概要	4
第1節 本市の特性.....	4
第2節 本市の関係条例等	10
第3節 上位計画.....	11
第3章 ごみ処理の現状と課題.....	13
第1節 ごみ処理の現状	13
第2節 ごみ処理の課題.....	29
第4章 ごみ排出量の将来予測（現状施策維持の場合）	32
第1節 将来人口.....	32
第2節 現状施策のまま推移した場合の将来予測	33
第5章 基本方針と目標.....	35
第1節 目指すべき姿	35
第2節 基本方針.....	35
第3節 基本方針に係る目標値	36
第6章 目標達成に向けた施策	41
第1節 施策の体系.....	41
第2節 ごみの発生抑制の促進	42
第3節 資源循環利用の促進	47
第4節 適正な処理・処分の推進	51
第5節 施策実施スケジュール	60
用語集.....	61

第1章 基本的事項

第1節 はじめに

近年、ごみ処理を取り巻く状況は、ごみ排出量の増加や質の多様化が進んだことに伴い、循環型社会への転換が求められています。そのため、国においては、環境基本法（平成5年法律第91号）や循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の改正、各種リサイクル法の制定等、循環型社会形成を目指して法整備が進められてきました。

また、平成27年に行われた国連総会では、令和12年までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが謳われ、岡崎市（以下「本市」という。）は、令和2年にSDGs未来都市に選定されました。

このような状況の中、本市においても、資源循環やごみの衛生的かつ安全な処理を継続することで、SDGsの達成に向けて取り組むとともに、持続可能な社会の形成を推進していきます。



第2節 計画改定の目的

ごみ処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により策定を義務付けられている計画です。環境省ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月15日付け環廃対発第1609152号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）では目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定することが適切であると示されています。

本市は、平成26年8月に岡崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定しており、令和2年度が中間目標年度に当たることから前計画を改定します。

今回の改定では、近年における国・県の動向や前計画で掲げた各々の取り組みの進捗状況を踏まえて、新たに目標や施策を設定し、さらなる循環型社会形成及び新たに施設を整備する際の処理規模の適正化を図ることを目的とします。

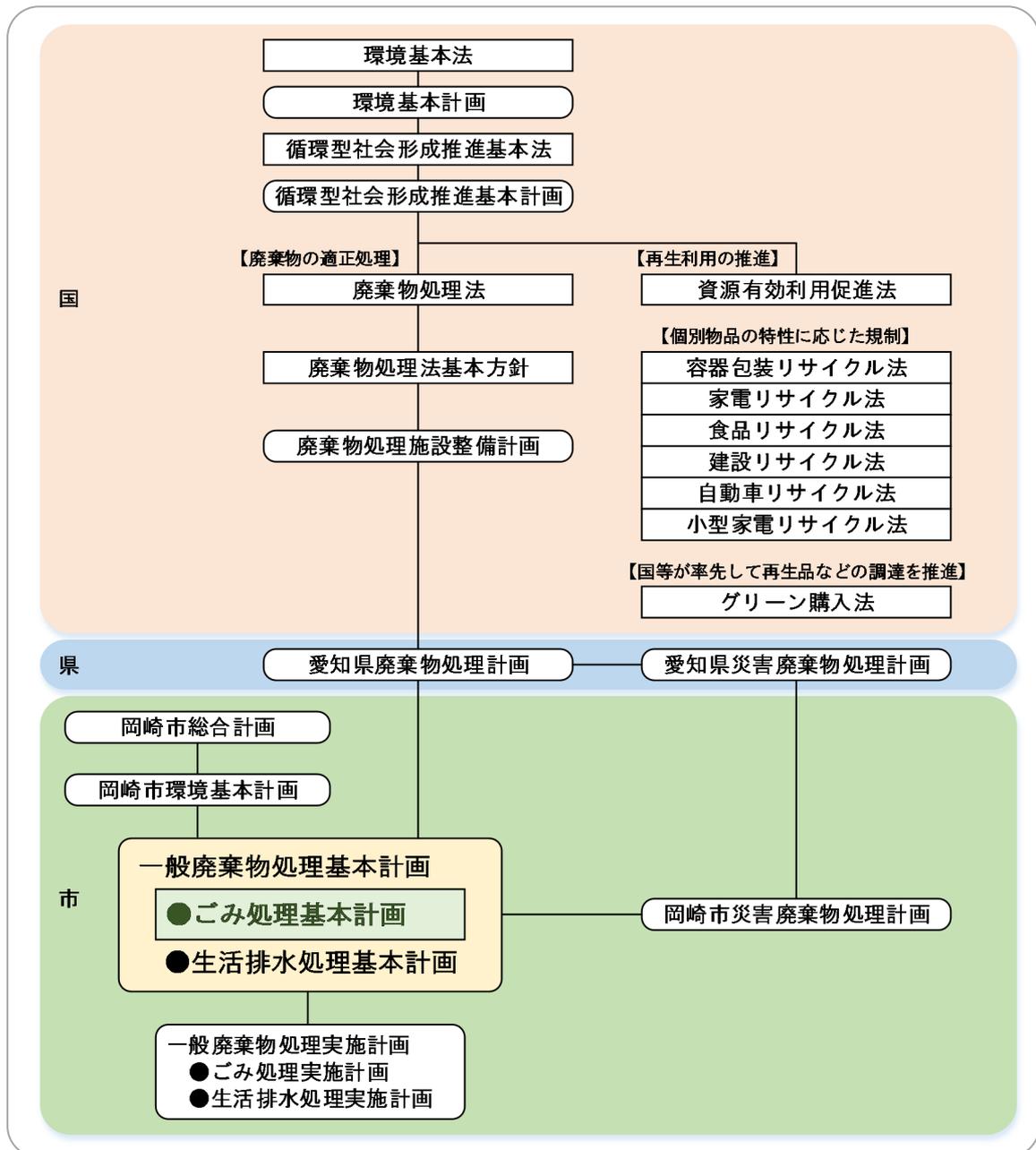
第3節 計画の位置付け

ごみ処理基本計画の位置付けは、図1-1に示すとおりです。

本計画は、前述のとおり、廃棄物処理法に基づき策定するものであり、一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水を除くごみに関する計画を定めるもので、関係法令をはじめ、関連計画との整合を図り、長期的視点に立った基本方針を定めます。

また、廃棄物処理法に基づき、毎年度一般廃棄物処理実施計画を策定し、具体的な施策を実施します。

図1-1 ごみ処理基本計画の位置付け



第4節 計画の期間

前計画の計画期間は、平成26年度から令和9年度までの14年間とし、令和2年度を中間目標年度としていました。そのため、今回の改定は、新たに目標や施策を設定し、令和9年度を目標年度とします。

なお、ごみ処理広域化計画における新広域ごみ処理施設は、令和7年度に施設規模を決定し、令和12年度の供用開始を目指していることから、ごみ排出量予測は令和12年度まで整理するものとします。

第2章 岡崎市の概要

ごみ処理基本計画の策定に当たり、人口や産業の概況等の計画策定の背景を整理し、計画策定の基本的な考え方を示していきます。

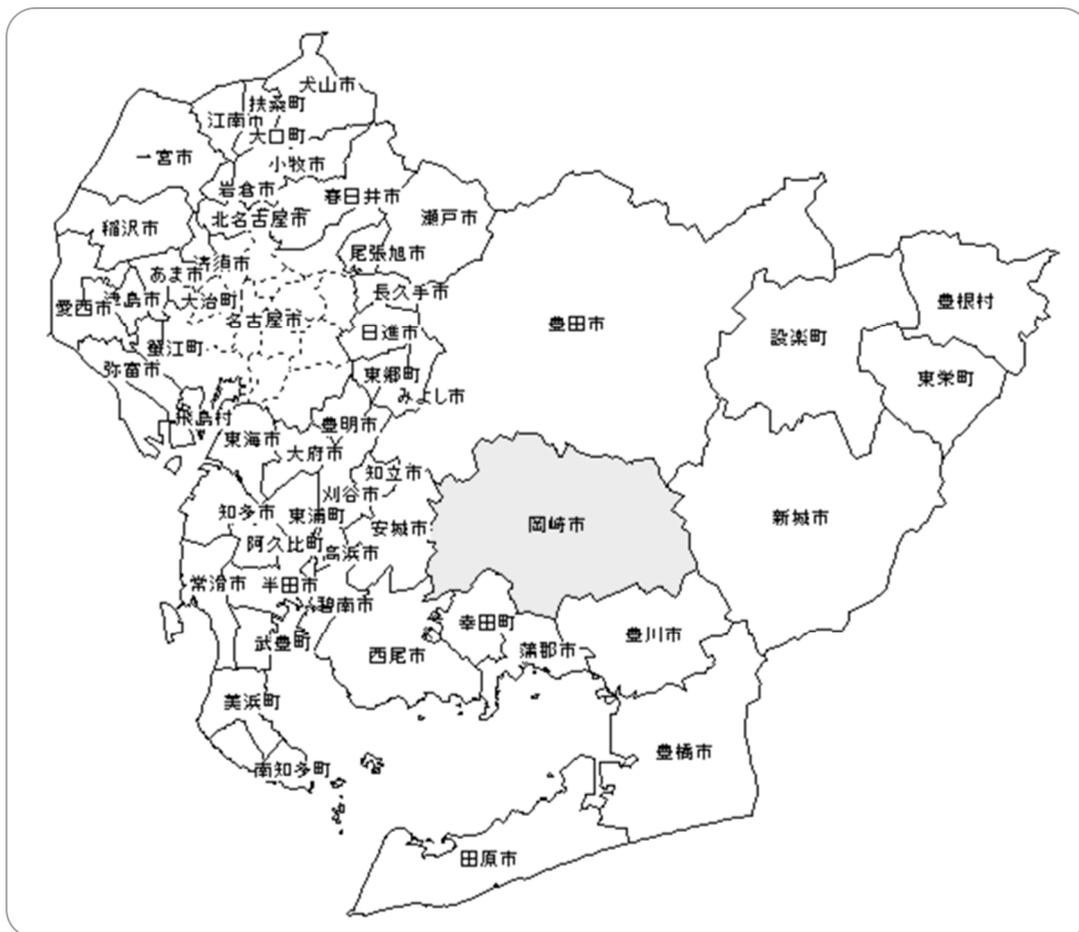
第1節 本市の特性

1-1 位置及び地勢

本市は、愛知県の中央部、三河山地と岡崎平野の接点にあり、三河高原の西端に位置しています。この丘陵台地の西を北から南に縦断して矢作川が、東から西に横断する形で乙川が流れる水環境に恵まれた地にあります。

総面積 387.20km² と県内3番目の規模であり、市の北部は豊田市に、東部は新城市に、西部は安城市、西尾市に、南部は幸田町、蒲郡市、豊川市に接しています。

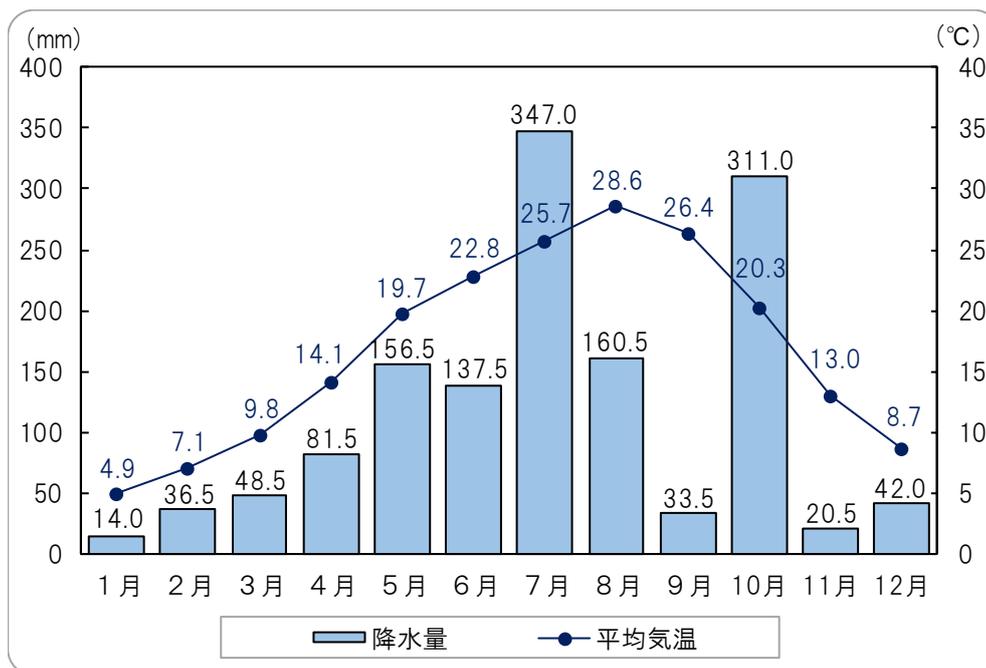
図2-1 位置図



1-2 気象

本市は比較的温暖な気候であり、過去5か年（平成27年～令和元年）の平均気温は16.5℃、年間降水量は、1,387.2 mmとなっています。令和元年の月別降水量及び平均気温は、図2-2に示すとおりです。

図2-2 降水量及び平均気温（令和元年）

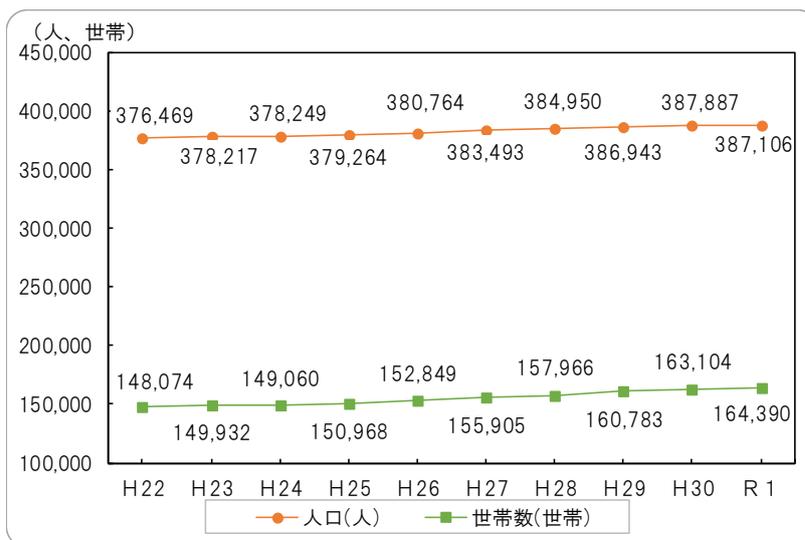


資料：岡崎市消防本部

1-3 人口及び世帯数

人口及び世帯数は、図2-3に示すとおりです。本市の人口は、令和元年度に減少しているものの、総体的に増加傾向を示しています。世帯数についても、増加傾向を示しています。

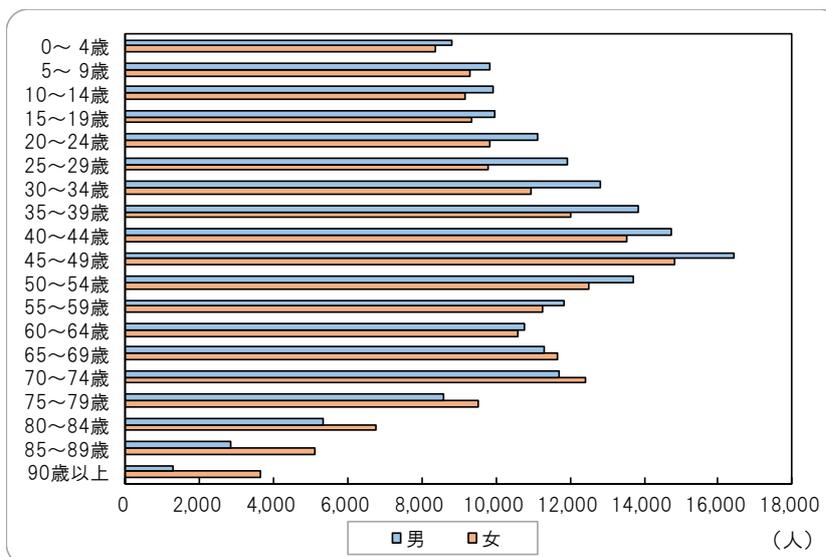
図2-3 人口及び世帯数（各年度末時点）



資料：岡崎市統計ポータルサイト

男女別・5歳階級別人口は図2-4に示すとおりです。男女とも45～49歳が最も多くなっています。

図2-4 男女別・5歳階級別人口（令和2年4月）



資料：岡崎市統計ポータルサイト

1-4 産業の特徴

産業の特徴は、表 2-1 に示すとおりです。

産業別事業所数及び従業員数は、表 2-2 に示すとおりです。平成 28 年において、従業員数は 163,737 人となっており、内訳については、製造業が 41,718 人 (25.5%) と最も多く、次いで卸売・小売業 30,415 人 (18.6%) となっています (図 2-5 参照)。

表 2-1 産業の特徴

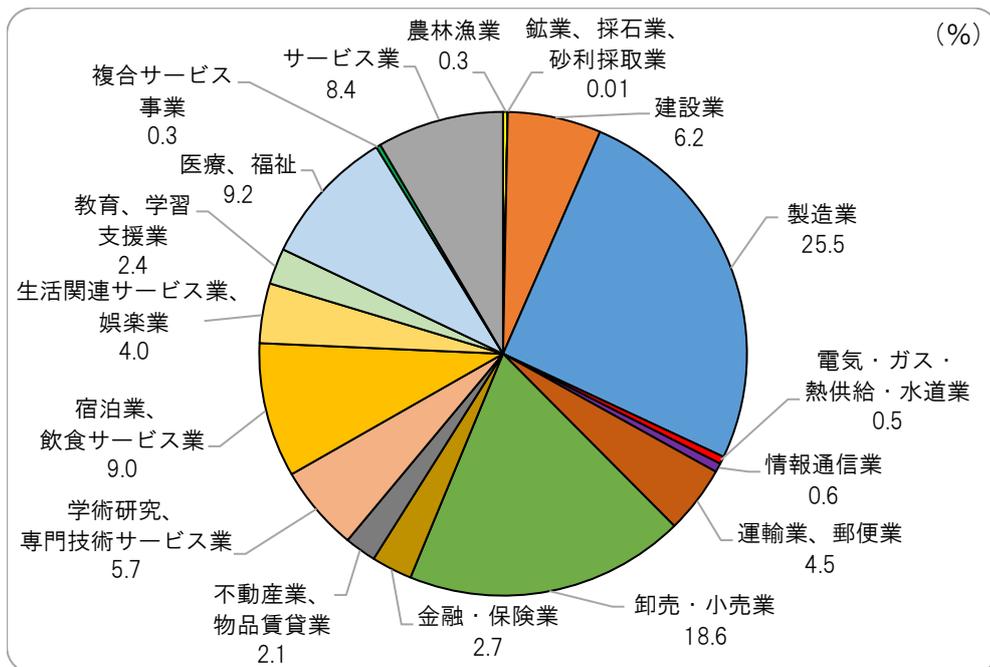
業 種	特 徴
農 業	温暖な気候と矢作川及び乙川水系の豊富な水と肥沃な大地に恵まれ、高速道路や主要幹線道路網が整備された立地条件を活かし、平坦部では水稻・麦・大豆を主体とした土地利用型農業を中心に、いちご・なす・花き等の施設園芸が栄え、丘陵地ではぶどう・柿等の果樹栽培、酪農・養豚・養鶏等の畜産業も行われています。
工 業	戦前から繊維工業を中心として発展し、戦後、重化学工業へと変貌し、近年においては、特に、輸送機器関連産業が発展し、エレクトロニクス、メカトロニクス産業等最先端産業も進出する等、バランスのとれた工業立地が進んでいます。このような中、内陸工業用地として花園工業団地及び葵工業団地がそれぞれ整備され、自動車関連産業を始め日本の基幹産業を中心とした優良企業が進出しています。
商 業	徳川家康公生誕の岡崎城を中心とする城下町、東海道屈指の宿場町として栄え、石製品や八丁味噌等多くの伝統産業を保有する等、古くから西三河地域の歴史・文化・産業の拠点として発展してきました。近年では、東海地方最大規模のショッピングセンターをはじめ、大規模小売店舗の立地により年間小売販売額は愛知県でも 3 番目と高い商業力を有しており、西三河地域の商業の中心となっています。

表 2-2 産業別事業所数及び従業員数

産 業	平成22年		平成28年	
	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)
農林漁業	30	421	34	447
鉱業、採石業、砂利採取業	8	82	7	23
建設業	1,516	10,716	1,403	10,156
製造業	1,659	41,807	1,529	41,718
電気・ガス・熱供給・水道業	11	836	9	840
情報通信業	108	924	96	1,017
運輸業、郵便業	205	6,728	209	7,362
卸売・小売業	3,715	31,126	3,584	30,415
金融・保険業	275	4,491	272	4,508
不動産業、物品賃貸業	836	2,870	745	3,390
学術研究、専門技術サービス業	601	5,771	636	9,263
宿泊業、飲食サービス業	1,755	14,509	1,669	14,707
生活関連サービス業、娯楽業	1,254	6,801	1,239	6,593
教育、学習支援業	548	4,217	539	3,888
医療、福祉	880	12,780	960	15,015
複合サービス事業	69	512	69	570
サービス業	1,014	10,648	929	13,825
計	14,484	155,239	13,929	163,737

資料：岡崎市統計ポータルサイト

図 2-5 産業別従業員数の比率（平成 28 年）



資料：岡崎市統計ポータルサイト

1-5 土地利用の状況

本市における地目別土地利用面積は、表 2-3 に示すとおりです。森林が 59.9%を占めており、次いで宅地（12.0%）、農地（8.5%）となっています（図 2-6 参照）。

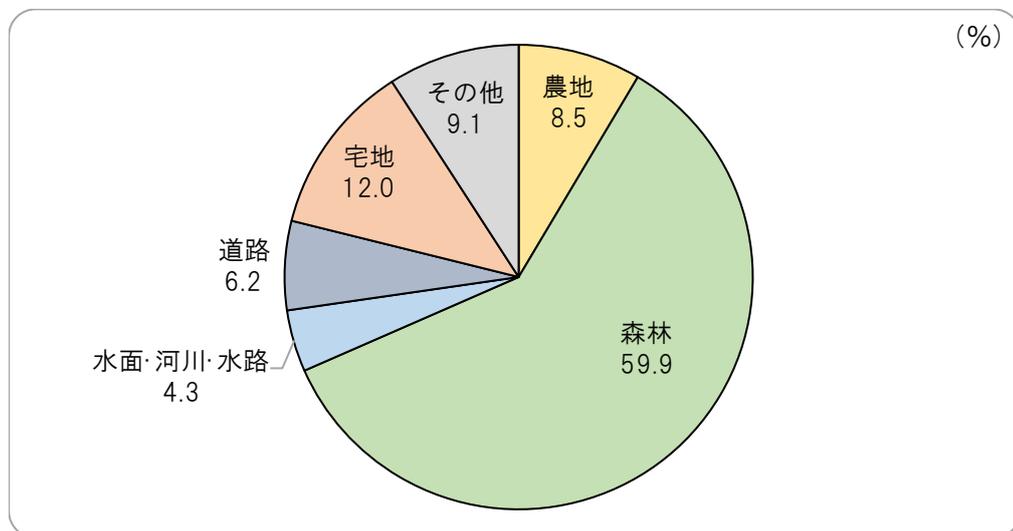
表 2-3 地目別土地利用面積（平成 28 年）

(単位:ha)

地目	農地	森林	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	計
面積	3,310	23,198	1,655	2,414	4,628	3,516	38,720

資料：岡崎市統計ポータルサイト

図 2-6 地目別土地利用面積比率（平成 28 年）



資料：岡崎市統計ポータルサイト

第2節 本市の関係条例等

2-1 廃棄物関連条例等

名 称	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年4月施行）
主な内容	市民、事業者及び市が廃棄物の循環的な利用及び環境への負荷の低減に関し、相互の理解と協力の下に、廃棄物の排出を抑制し、及び循環的な利用を促進することによる廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理をすることによって、循環型社会の形成並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

名 称	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成7年4月施行）
主な内容	上記条例の施行に関し必要な事項を定めるもの。

2-2 その他関連条例等

名 称	岡崎市環境基本条例（平成18年1月施行）
主な内容	環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策及び活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第3節 上位計画

上位計画である総合計画及び環境基本計画のごみ関連を抜粋し、以下に整理します。

3-1 総合計画

名 称	第7次岡崎市総合計画（令和3年3月策定）
計画期間	令和3年度～令和12年度
将来都市像	一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき
将来人口	令和12年：概ね40万人
分野別指針	(1) 暮らしを支える都市づくり (2) 暮らしを守る強靱な都市づくり (3) 持続可能な循環型の都市づくり (4) 多様な主体が協働・活躍できる社会づくり (5) 健康で生きがいをもって活躍できる社会づくり (6) 女性や子どもがいきいきと輝ける社会づくり (7) 誰もが学び活躍できる社会づくり (8) 商業と観光が成長産業となる地域経済づくり (9) ものづくりが柱でありつづける地域経済づくり (10) スマートでスリムな行政運営の確立
ごみ関連 (抜粋)	分野別指針(3) 持続可能な循環型の都市づくり 環境・経済・社会の課題を踏まえ、公民連携して複数課題の統合的な解決を図る地域循環共生圏の枠組みの中で、排出CO2の削減、生物の多様性確保、健全な水循環、森林資源や農地の保全・活用がなされる 持続可能なまちをめざします。

3-2 環境基本計画

名 称	第2次岡崎市環境基本計画（環境ビジョン）（令和3年3月策定）
計画期間	令和3年度～令和13年度
環 境 像	自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、持続可能な循環型社会 「環境共生都市 岡崎」
環境目標	環境目標1：【自然共生】豊かな自然と共生するまちに 環境目標2：【生活環境】良好な生活環境が確保されるまちに 環境目標3：【地球環境】気候変動の対策が進んだまちに 環境目標4：【循環型社会】ごみの排出が抑制され、資源やエネルギーが循環するまちに 環境目標5：【環境教育】環境を考え実践するまちに
ごみ関連 （抜粋）	<p>○ ごみ減量、リサイクルを推進する</p> <p>持続可能な循環型社会を実現するために、ごみ減量、廃棄物分別による資源化、リサイクル品の利用促進に資する施策を推進するほか、近隣自治体との連携を図りながら、ごみ処理施設の更新を行い資源の有効利用を進めていきます。</p> <p>また、災害が発生した際に、迅速な廃棄物処理が行えるように、ごみ処理体制を整備します。</p> <p>○ 廃棄物の適正処理を推進する</p> <p>大規模ではないもののごみステーションや民地への廃棄物の投棄、廃棄物の違法焼却等、事業活動又は家庭生活に伴って生じた廃棄物の不適正処理が後を絶ちません。廃棄物の適正処理を推進するために、不法投棄の早期発見、早期是正や、産業廃棄物適正処理のための電子マニフェストの利用促進、資源化ルートの検討、廃棄物の適正処理及びリサイクルに資する施策を推進します。</p>

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1-1 ごみの処理体系

(1) ごみの分別区分

家庭系ごみの分別区分は、表3-1に示すとおりです。

表3-1 家庭系ごみの分別区分

区 分		対 象 品 目	
可燃ごみ		生ごみ、草・木、汚れた紙くず、汚れた容器包装、ゴム・皮類、プラスチック製品、紙おむつ等	
不燃ごみ		ガラス類、陶磁器類、金属製品、アルミホイル・アルミ製品、化粧品のびん、割れたびん、傘等	
粗大ごみ		上記、可燃ごみ、不燃ごみのうち、市指定ごみ袋を利用できない大きさ又は重さのごみ（家具、自転車、大型の家電製品等）	
資 源 物	紙製容器包装	紙製の容器包装（菓子等の紙箱、ヨーグルト等の紙容器、包装紙、紙袋、ワイシャツ等の台紙等）	
	ペットボトル	ペットボトル（飲料用、しょうゆ、酒類、調味料（油分を含まないもの））	
	プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器包装（発泡スチロール、食品トレイ、ビニール製の包装、食品等のプラスチック容器、シャンプー等のプラスチックボトル等）	
	空き缶	飲料、食品用の金属製の缶	
	空きびん	飲料、食品用のガラス製のびん（ビールびん、一升びんを除く。）	
	生きびん	ビールびん、一升びん	
発火性危険ごみ		スプレー缶、カセット式ガスボンベ、ライター	
有害ごみ		水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、手鏡、蛍光管、電池類（乾電池、小型充電式電池、ボタン電池）	
拠 点 回 収	古 紙 類	新聞	新聞紙、チラシ
		雑誌	雑誌、本、カタログ、パンフレット、用紙類、はがき、封筒、包装紙等
		ダンボール	ダンボール、紙箱類、厚紙、トイレットペーパーの芯等
		牛乳パック	牛乳パック、飲料用の紙パックで内側が白いもの
	古着	再使用可能な衣類、毛布、シーツ、タオル	
	小型家電	家電4品目及びパソコン以外の家電製品（その付属品含む）	

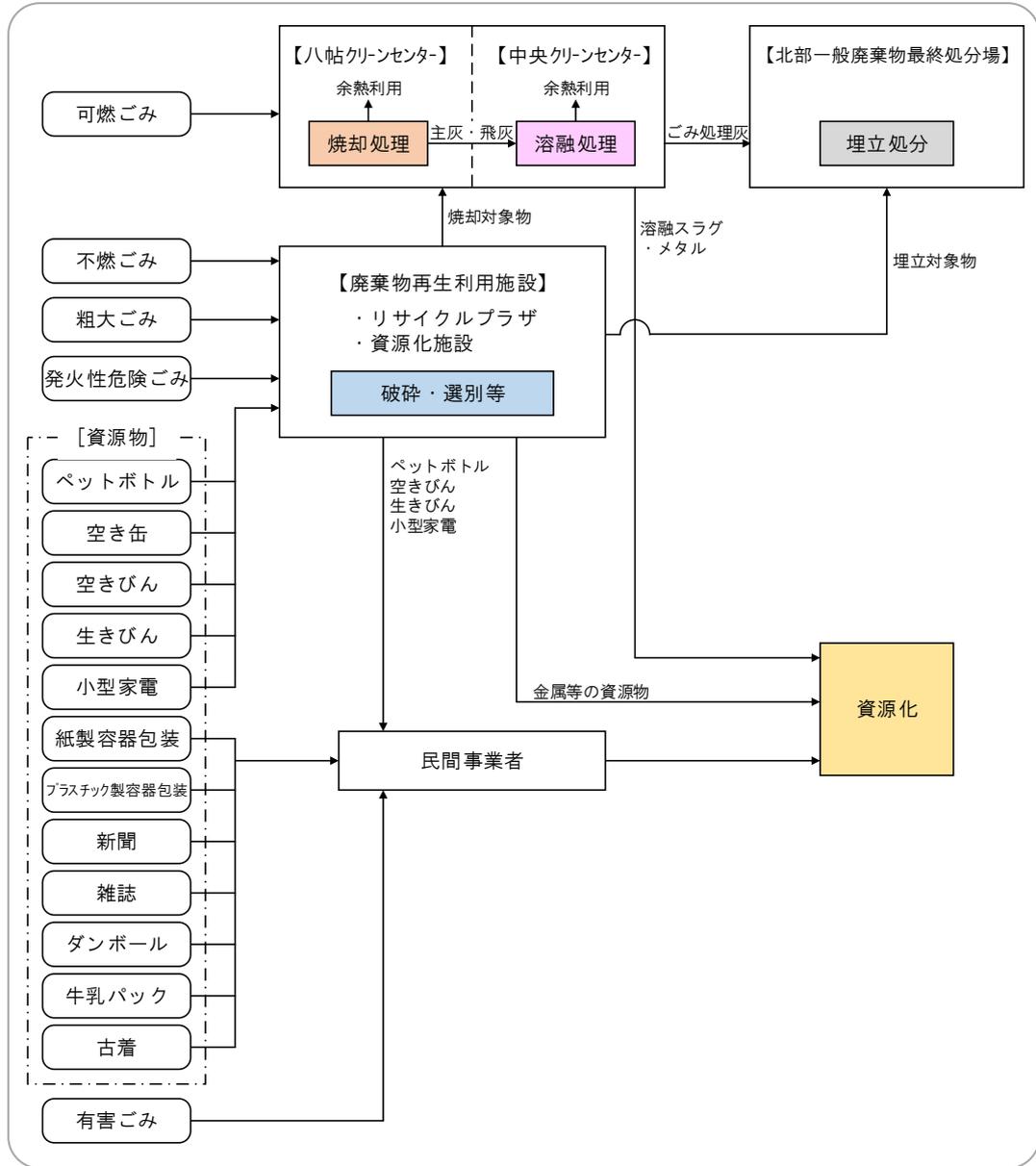
(2) ごみ処理フロー

家庭系ごみの処理の流れは表 3-2 に示すとおりです。ごみ処理フローを図 3-1 に示します。

表 3-2 家庭系ごみの処理の流れ

区 分		処 理 の 流 れ
可燃ごみ		可燃ごみステーションに排出されたものを収集し、八帖クリーンセンターでは焼却処理、中央クリーンセンターではガス化熔融処理されます。
不燃ごみ		不燃ごみステーションに排出されたものを収集し、資源化施設に搬入して、金属・びん・小型家電・可燃ごみ・埋立物に手選別されます。金属・びん・小型家電は資源化事業者者に引渡しリサイクルされ、可燃ごみは中央クリーンセンターに搬入し処理され、埋立物は北部一般廃棄物最終処分場で埋立処理されます。
粗大ごみ		戸別収集及び各クリーンセンターに搬入されたものを解体し、金属・可燃ごみに分けられます。金属は資源化事業者者に引渡しリサイクルされ、可燃ごみは中央クリーンセンター及び八帖クリーンセンターで処理されます。
資 源 物	紙製容器包装	リサイクルステーションに排出されたものを収集し、選別・圧縮・梱包した後、資源化事業者者に引渡しリサイクルされます。
	ペットボトル	リサイクルステーション及び回収協力店に排出されたものを収集し、資源化施設で選別後、フレーク化し、資源化事業者者に引渡しリサイクルされます。フレーク化するもの以外は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）で定められた方法で選別・圧縮・梱包した後、資源化事業者者に引渡しリサイクルされます。
	プラスチック製容器包装	リサイクルステーションに排出されたものを収集し、容器包装リサイクル法で定められた方法で、選別・圧縮・梱包した後、資源化事業者者に引渡しリサイクルされます。
	空き缶	リサイクルステーションに排出されたものを収集し、資源化事業者者に直接引渡しリサイクルされます。
	空きびん	リサイクルステーションに排出されたものを収集し、資源化施設で手選別処理を行い、資源化事業者者に引渡しています。
	生きびん	リサイクルステーションに排出されたものを収集し、資源化施設で手選別処理を行い、資源化事業者者に引渡し、洗浄・消毒後、リユースされます。
発火性危険ごみ		リサイクルステーションに排出されたものを収集し、ガス抜き処理後、金属は資源化事業者者に引渡しリサイクルされます。金属以外の部分は中央クリーンセンターに搬入し処理されます。
有害ごみ		リサイクルステーション、拠点回収及び回収協力店に排出されたものを収集し、適正処理ができる民間事業者者に引渡しています。
拠 点 回 収	古紙類	集団回収及び拠点回収で回収したものを資源化事業者者に引渡しリサイクルされます。
	古着	集団回収及び拠点回収で回収したものを資源化事業者者に引渡しリユース又はリサイクルされます。
	小型家電	拠点回収で回収したもの及び不燃ごみから手選別されたものを、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）で定められた認定事業者者に引渡しリサイクルされます。

図3-1 ごみ処理フロー（令和元年度）

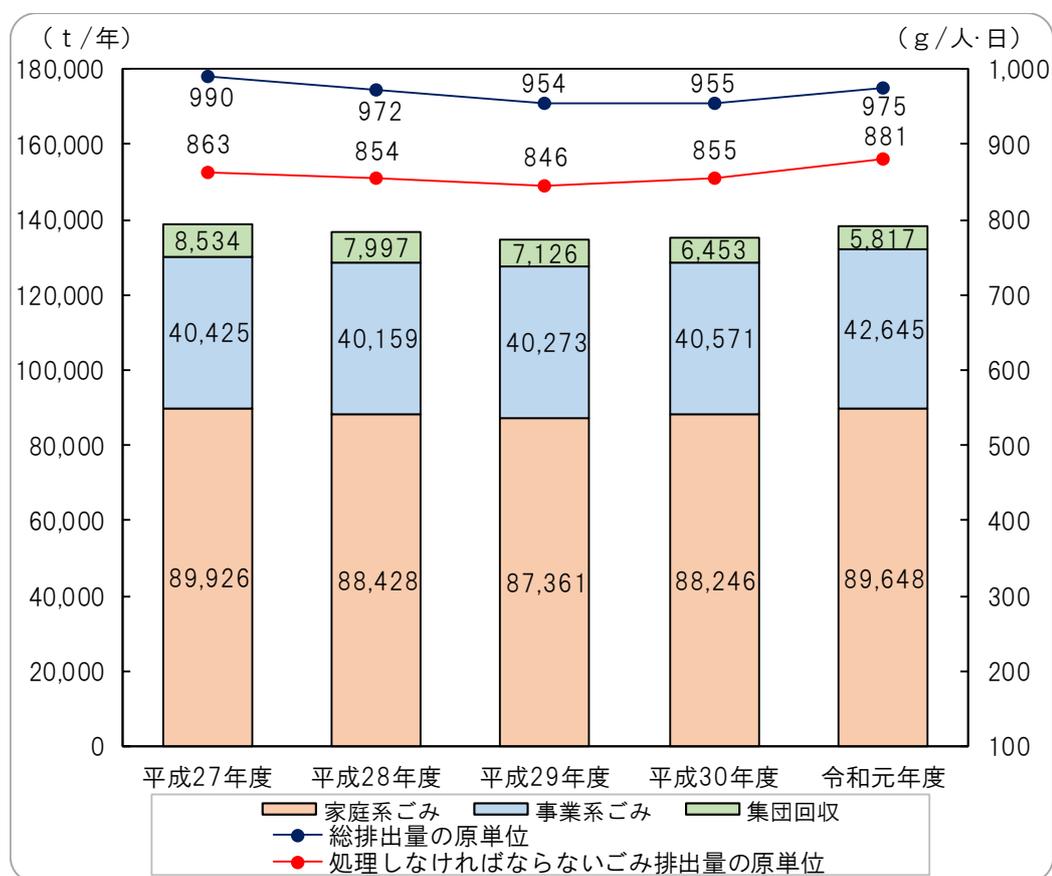


1-2 ごみの排出状況

(1) ごみ排出量の実績

本市の過去5年間のごみ排出量の実績は、図3-2及び表3-3に示すとおりです。減少傾向を示していましたが、平成29年度を境に増加傾向を示しており、令和元年度の総排出量は138,110 t、1人1日当たりのごみ排出量（総排出量の原単位）は975 gとなっています。

図3-2 ごみ排出量の実績



注1) 総排出量の原単位 = (総排出量 × 100万) ÷ 人口 ÷ 年間日数

注2) 処理しなければならないごみ排出量の原単位：資源物を除く総排出量の原単位
 = (資源物を除く総排出量 × 100万) ÷ 人口 ÷ 年間日数

表 3-3 ごみ排出量の実績

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
人 口	人	383,493	384,950	386,943	387,887	387,106		
家庭系ごみ	可燃ごみ	t / 年	74,382	73,066	73,298	74,313	74,942	
	不燃ごみ	t / 年	5,696	6,286	5,511	5,720	6,780	
	粗大ごみ	t / 年	383	221	224	215	205	
	資源物	紙製容器包装	t / 年	1,139	1,093	1,052	1,011	980
		ペットボトル	t / 年	531	598	591	809	840
		プラスチック製容器包装	t / 年	1,959	1,947	1,917	1,906	1,907
		空き缶	t / 年	478	462	449	436	442
		空きびん・生きびん	t / 年	1,821	1,720	1,663	1,677	1,555
	計	t / 年	5,928	5,820	5,672	5,839	5,724	
	発火性危険ごみ	t / 年	70	70	72	72	73	
	有害ごみ	t / 年	144	139	139	143	138	
	拠点回収	新聞	t / 年	1,450	1,188	967	810	691
		雑誌	t / 年	878	726	632	546	515
		ダンボール	t / 年	570	508	456	419	396
		牛乳パック	t / 年	11	10	9	8	8
		古着	t / 年	165	144	142	140	146
		ペットボトル	t / 年	227	229	221	2	0
小型家電		t / 年	14	14	14	15	25	
その他		t / 年	8	7	4	4	5	
計	t / 年	3,323	2,826	2,445	1,944	1,786		
小 計	t / 年	89,926	88,428	87,361	88,246	89,648		
事業系ごみ	可燃ごみ	t / 年	39,215	38,828	38,964	39,276	40,337	
	不燃ごみ	t / 年	1,199	1,322	1,298	1,284	2,299	
	資源物	空き缶	t / 年	2	2	2	2	3
		空きびん・生きびん	t / 年	9	7	9	9	6
	計	t / 年	11	9	11	11	9	
小 計	t / 年	40,425	40,159	40,273	40,571	42,645		
集団回収	新聞	t / 年	5,097	4,789	4,207	3,731	3,292	
	雑誌	t / 年	1,682	1,523	1,334	1,218	1,102	
	ダンボール	t / 年	1,362	1,315	1,243	1,173	1,106	
	牛乳パック	t / 年	74	72	67	65	61	
	古着	t / 年	236	217	201	194	188	
	アルミ缶	t / 年	83	81	74	72	68	
計	t / 年	8,534	7,997	7,126	6,453	5,817		
総 計	t / 年	138,885	136,584	134,760	135,270	138,110		
1人1日当たりのごみ排出量	g / 人・日	989.5	972.1	954.2	955.4	974.8		
総資源化量	t / 年	29,569	29,593	26,505	26,219	26,760		
総排出量	t / 年	138,885	136,584	134,760	135,270	138,110		
処理しなければならないごみ排出量の原単位	g / 人・日	862.7	853.6	846.2	854.8	880.7		
資源化率	%	21.3	21.7	19.7	19.4	19.4		
可燃ごみ排出量	t / 年	113,597	111,894	112,262	113,589	115,279		

注) 人口は各年度末時点の数値

(2) ごみの性状

可燃ごみのごみ質分析の結果は、表 3-4 及び図 3-3 に示すとおりです。可燃ごみの中に資源物が 27.8%（紙製容器包装 3.0%、ペットボトル 11.5%、プラスチック製容器包装 2.4%、古紙類 9.9%、古着 1.0%）含まれています。

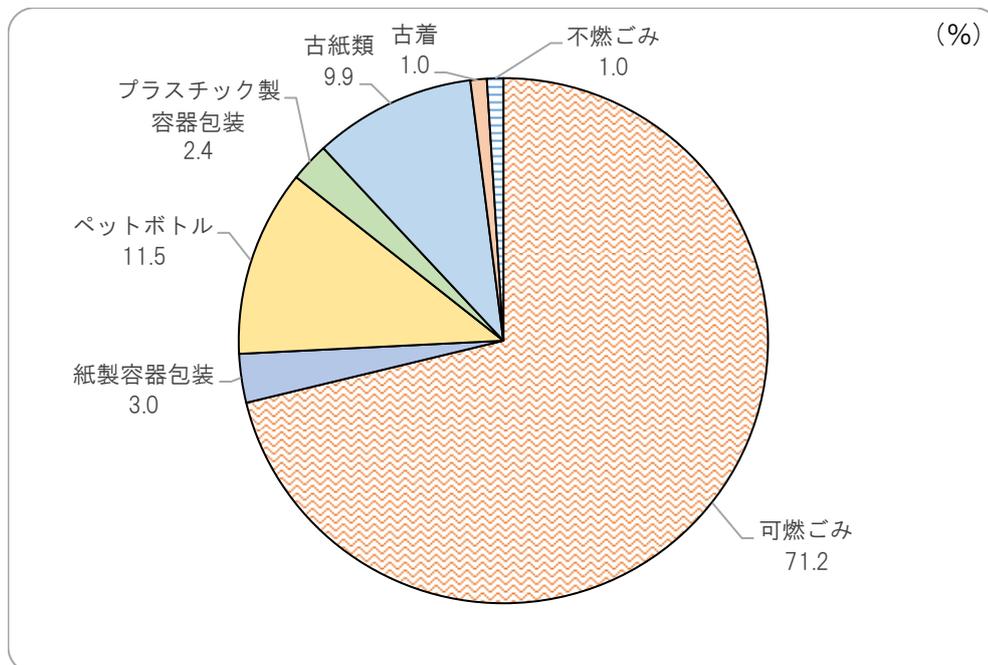
表 3-4 可燃ごみのごみ質分析の結果

(単位：%)

項 目		5 か年平均	令和元年度
可 燃 ご み	草・剪定くず	9.7	8.3
	生ごみ	24.9	26.8
	軟質プラスチック類	0.4	0.5
	硬質プラスチック類	0.5	0.8
	その他（紙くず、紙おむつ等）	40.3	34.8
資 源 物	紙製容器包装	2.2	3.0
	ペットボトル	3.1	11.5
	プラスチック製容器包装	7.1	2.4
	古紙類	8.7	9.9
	古着	1.7	1.0
不燃ごみ		1.4	1.0

注) 5 か年平均は、平成27年度～令和元年度の平均
調査場所：ごみステーション

図 3-3 可燃ごみのごみ質分析の結果（令和元年度）



不燃ごみのごみ質分析の結果は、表3-5及び図3-4に示すとおりです。不燃ごみの中に資源物が12.1%（ペットボトル1.0%、プラスチック製容器包装0.6%、空き缶3.1%、空きびん・生きびん7.4%）、可燃ごみが26.8%含まれています。

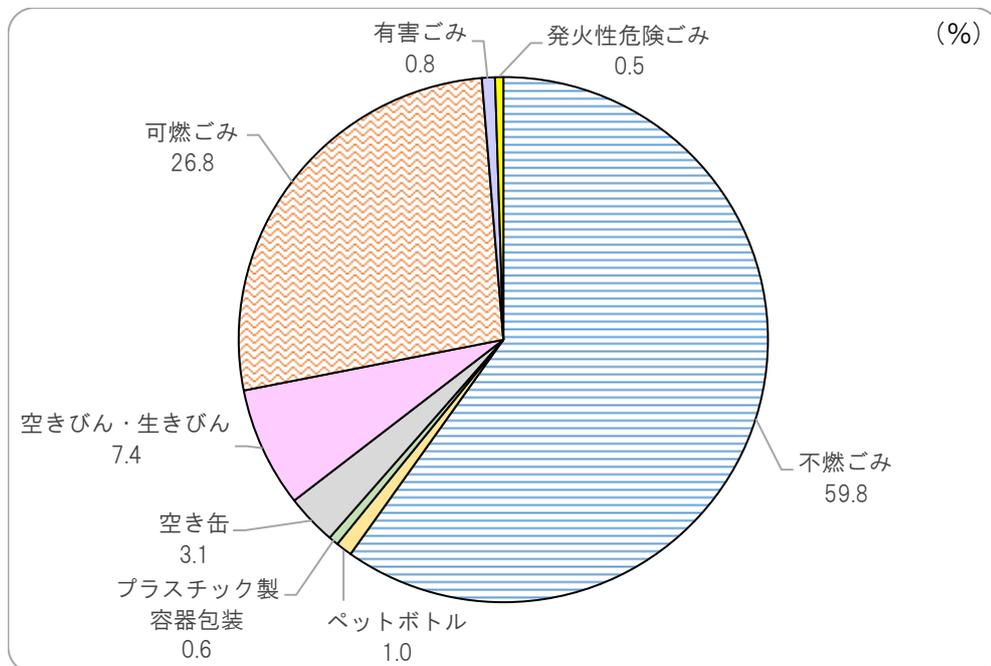
表3-5 不燃ごみのごみ質分析の結果

(単位：%)

項 目		5か年平均	令和元年度
不燃ごみ	金属類	15.8	20.0
	小型家電	16.5	21.6
	その他（ガラス、陶磁器類等）	27.5	18.2
資源物	ペットボトル	1.0	1.0
	プラスチック製容器包装	1.4	0.6
	空き缶	4.1	3.1
	空きびん・生きびん	9.8	7.4
可燃ごみ	軟質プラスチック類	2.2	1.1
	硬質プラスチック類	13.0	20.4
	その他	6.7	5.3
有害ごみ		0.9	0.8
発火性危険ごみ		1.1	0.5

注) 5か年平均は、平成27年度～令和元年度の平均
調査場所：ごみステーション

図3-4 不燃ごみのごみ質分析の結果（令和元年度）



1-3 ごみの発生抑制及び排出抑制施策の現状

ごみの発生抑制及び排出抑制施策の現状を以下に示します。

施策	内容（現状）
生ごみ処理機やコンポストの助成	家庭からの生ごみの発生を抑制するため、生活様式に合わせた生ごみ自家減量の普及促進を図り、生ごみ処理機やコンポストの助成金制度を行っています。
ひとしぼり運動の推進	ごみの減量と安定的な処理を目的に、生ごみの約80%占めるといわれる水分を取り除くように啓発活動を行っています。
食品ロス削減の啓発	食品ロスを削減するため、広報活動やイベント、キャンペーンを通じて、食材の使い切り、食べ残しの抑制等「もったいない意識」の啓発を行っています。
食品廃棄物の資源化の推進	食品残さ等の事業系食品廃棄物について、資源化可能な民間施設への誘導を行っています。
マイバッグ持参の推奨	レジ袋の削減への取り組みを広げるため、マイバッグを利用し、レジ袋及び過剰包装を断ることを推奨しています。

1-4 啓発事業の現状

啓発事業の現状を以下に示します。

施策	内容（現状）
市民及び事業者への情報提供	ごみの分別資料、収集カレンダー等を作成・配布するほか、広報紙、回覧、ホームページ、SNS等幅広い広報手段を活用した市民及び事業者への情報提供を行っています。
多言語対応	多文化社会に対応するため、ごみの分別資料、収集カレンダーなどについて複数の外国語版を作成しています。
スマートフォンの活用	スマートフォンやタブレット端末を用いた啓発ツールとして、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の配信を行っています。
環境学習の実施	幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校・大学等における取り組みの支援や、町内会・地域活動に出向く等、学校教育、地域活動、市民活動と連携し、各種講座、環境学習を行っています。
施設見学会の実施	ごみ減量やリサイクル意識を高めるため、市ごみ処理施設の見学会を実施しています。
キャンペーン・イベントの開催・参加	環境啓発のため、環境ひろば等のキャンペーン・イベントを開催、参加しています。
環境ポスター等の募集及び表彰	3R推進のため、小中学生に対しポスターを募集し、表彰を行っています。

1-5 収集運搬の現状

収集対象地域は、市全域であり、家庭系ごみを対象としています。

事業系ごみについては、直営での収集は行っておらず、事業者自ら市ごみ処理施設へ搬入するか、許可業者による収集としています。

(1) 収集運搬体制

本市における家庭系ごみの収集運搬体制は、表3-6に示すとおりです。

表3-6 家庭系ごみの収集運搬体制

区 分		収集運搬体制	収集方法	収集回数	排出方法
可燃ごみ		直営・委託	ステーション収集	週2回	指定袋
不燃ごみ		直営		隔週1回	
粗大ごみ				有料戸別収集	随時
資源物	紙製容器包装	委託	ステーション収集	週1回	指定袋
	ペットボトル	直営			
	プラスチック製容器包装	委託			
	空き缶	直営		隔週1回	回収箱へ裸排出
	空きびん				
	生きびん				
発火性危険ごみ		直営	ステーション収集	隔週1回	回収箱へ裸排出
有害ごみ	蛍光管・電池類	委託	拠点回収	週1回(随時)	
	水銀体温計等	直営	ステーション収集	隔週1回	
拠点回収	古紙類	委託	拠点回収	週1回(随時)	各々の指定の方法で排出
	古着				
	小型家電				回収箱へ裸排出
	ペットボトル				

(2) 収集運搬量の実績

家庭系ごみの収集運搬量の実績は、表 3-7 に示すとおりです。

表 3-7 家庭系ごみの収集運搬量の実績

(単位：t/年)

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
可燃ごみ		68,516	67,402	67,365	67,882	68,503
不燃ごみ		3,454	3,348	3,221	3,384	3,460
資源物	紙製容器包装	1,139	1,093	1,052	1,011	980
	ペットボトル	531	598	591	809	840
	プラスチック製容器包装	1,959	1,947	1,917	1,906	1,907
	空き缶	478	462	449	436	442
	空きびん・生きびん	1,792	1,710	1,663	1,677	1,555
	計	5,899	5,810	5,672	5,839	5,724

(3) その他の収集運搬関係

高齢者や障がい者で、自力ではごみを出すことができないかたを対象に、ごみや資源物を家庭の玄関先まで回収に行く戸別収集を実施しています（さわやか収集）。

1-6 中間処理の現状

中間処理は、焼却・溶融施設、破碎・選別等処理施設で行っています。

(1) 施設概要

それぞれの施設概要は、表 3-8、表 3-9 に示すとおりです。

表 3-8 焼却・溶融施設の概要

施設名称	八帖クリーンセンター	中央クリーンセンター
所在地	八帖南町字立島 2 番地 1	板田町字西流石 2 番地 1
施設の種類	焼却	溶融
処理形式等	全連続燃焼式焼却炉	シャフト炉式ガス化溶融施設
処理能力	100 t/日	190 t/日×2 炉
竣工	平成 8 年 2 月	平成 23 年 6 月
運営体制	委託	直営・委託

表 3-9 破碎・選別等処理施設の概要

施設名称	廃棄物再生利用施設		
	リサイクルプラザ		資源化施設
所在地	高隆寺町字阿世保 5 番地		才栗町字霧ヶ洞 31 番地 1
施設の種類	選別・圧縮	破碎	手選別
処理形式等	空き缶選別 圧縮施設	ペットボトル 破碎施設	(処理対象物) 不燃ごみ、ペットボトル、空き びん・生きびん、発火性危険ご み (スプレー缶)
処理能力	15 t / 日	500kg / h	—
竣工	平成 7 年 9 月		平成 16 年 3 月
運営体制	直営・委託		直営・委託

(2) 処理量の実績

それぞれの施設の処理量の実績は、表 3-10、表 3-11 に示すとおりです。

表 3-10 焼却・溶融施設の処理量の実績

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
処 理 量	直接受入分	113,768	111,962	112,360	113,700	115,377
	破碎可燃物	2,092	1,945	1,860	2,567	704
	手選別後の可燃物	—	—	—	—	2,806
	し尿処理後物	1,856	1,925	1,936	1,686	1,765
	灰溶融	3,391	3,229	3,062	3,078	3,299
	計	121,107	119,061	119,218	121,031	123,951

表 3-11 破碎・選別等処理施設の処理量の実績

(単位：t / 年)

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
処 理 量	不燃ごみ	5,178	4,969	4,922	5,405	6,518
	不燃性粗大ごみ	212	126	125	104	107
	ペットボトル	758	827	812	811	840
	空き缶	480	464	451	438	445
	空きびん	1,830	1,727	1,672	1,686	1,561
	計	8,458	8,113	7,982	8,444	9,471

1-7 資源化の現状

資源化の現状を以下に示します。

施策	内容（現状）																																																												
資源物の拠点回収	<p>市役所、各市民センター等に回収拠点を設け、資源物の回収を行っています。</p> <p style="text-align: center;">表 3-12 拠点回収量の実績</p> <p style="text-align: right;">（単位：t/年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新聞</td> <td>1,450</td> <td>1,188</td> <td>967</td> <td>810</td> <td>691</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>878</td> <td>726</td> <td>632</td> <td>546</td> <td>515</td> </tr> <tr> <td>ダンボール</td> <td>570</td> <td>508</td> <td>456</td> <td>419</td> <td>396</td> </tr> <tr> <td>牛乳パック</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>古着</td> <td>165</td> <td>144</td> <td>142</td> <td>140</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>227</td> <td>229</td> <td>221</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小型家電</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,323</td> <td>2,826</td> <td>2,445</td> <td>1,944</td> <td>1,786</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	新聞	1,450	1,188	967	810	691	雑誌	878	726	632	546	515	ダンボール	570	508	456	419	396	牛乳パック	11	10	9	8	8	古着	165	144	142	140	146	ペットボトル	227	229	221	2	0	小型家電	14	14	14	15	25	その他	8	7	4	4	5	計	3,323	2,826	2,445	1,944	1,786
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																								
新聞	1,450	1,188	967	810	691																																																								
雑誌	878	726	632	546	515																																																								
ダンボール	570	508	456	419	396																																																								
牛乳パック	11	10	9	8	8																																																								
古着	165	144	142	140	146																																																								
ペットボトル	227	229	221	2	0																																																								
小型家電	14	14	14	15	25																																																								
その他	8	7	4	4	5																																																								
計	3,323	2,826	2,445	1,944	1,786																																																								
小型家電の資源化	<p>資源物の有効利用を促進するため、家庭から排出される使用済小型家電の分別回収を行い、資源化を図っています。</p> <p>市役所・公所等に専用の回収ボックスを常設し、携帯電話・スマートフォンの回収を行っています。</p> <p>また、小型家電リサイクル法の認定事業者における宅配便を利用した使用済パソコンや使用済小型家電の回収事業との連携を図り、市の収集や施設での処理によらない資源化方法を活用しています。</p>																																																												
事業系資源物の受け入れ	<p>事業系資源物（空き缶・空きびん・生きびん）の受け入れを行っています。</p> <p style="text-align: center;">表 3-13 事業系資源物排出量の実績</p> <p style="text-align: right;">（単位：t/年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空き缶</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>空きびん・生きびん</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	空き缶	2	2	2	2	3	空きびん・生きびん	9	7	9	9	6	計	11	9	11	11	9																																				
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																								
空き缶	2	2	2	2	3																																																								
空きびん・生きびん	9	7	9	9	6																																																								
計	11	9	11	11	9																																																								
古紙類の搬入規制	<p>事業者が排出する古紙類の市ごみ処理施設への搬入規制を継続し、古紙類の資源化を図るため、資源化事業者へ誘導を行っています。</p>																																																												

施策	内容（現状）																																																																														
資源回収事業報償金制度の実施	<p>資源回収事業報償金制度により、町内会等による古紙類、古着、アルミ缶の回収事業の推進を図っています。</p> <p style="text-align: center;">表 3-14 集団回収量の実績</p> <p style="text-align: right;">（単位：t/年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新聞</td> <td>5,097</td> <td>4,789</td> <td>4,207</td> <td>3,731</td> <td>3,292</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>1,682</td> <td>1,523</td> <td>1,334</td> <td>1,218</td> <td>1,102</td> </tr> <tr> <td>ダンボール</td> <td>1,362</td> <td>1,315</td> <td>1,243</td> <td>1,173</td> <td>1,106</td> </tr> <tr> <td>牛乳パック</td> <td>75</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>65</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>古着</td> <td>237</td> <td>217</td> <td>201</td> <td>194</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>アルミ缶</td> <td>83</td> <td>81</td> <td>74</td> <td>72</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,536</td> <td>7,997</td> <td>7,126</td> <td>6,453</td> <td>5,817</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	新聞	5,097	4,789	4,207	3,731	3,292	雑誌	1,682	1,523	1,334	1,218	1,102	ダンボール	1,362	1,315	1,243	1,173	1,106	牛乳パック	75	72	67	65	61	古着	237	217	201	194	188	アルミ缶	83	81	74	72	68	計	8,536	7,997	7,126	6,453	5,817																														
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																																										
新聞	5,097	4,789	4,207	3,731	3,292																																																																										
雑誌	1,682	1,523	1,334	1,218	1,102																																																																										
ダンボール	1,362	1,315	1,243	1,173	1,106																																																																										
牛乳パック	75	72	67	65	61																																																																										
古着	237	217	201	194	188																																																																										
アルミ缶	83	81	74	72	68																																																																										
計	8,536	7,997	7,126	6,453	5,817																																																																										
回収した資源物の資源化	<p>回収した資源物は、市ごみ処理施設や民間事業者で資源化を行っています。</p> <p style="text-align: center;">表 3-15 回収した資源物の資源化量の実績</p> <p style="text-align: right;">（単位：t/年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破砕金属</td> <td>450</td> <td>422</td> <td>418</td> <td>604</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>手選別金属</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ解体後金属等</td> <td>881</td> <td>843</td> <td>804</td> <td>760</td> <td>915</td> </tr> <tr> <td>小型家電</td> <td>279</td> <td>274</td> <td>290</td> <td>157</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>生きびん</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>79</td> <td>73</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>カレット</td> <td>1,853</td> <td>1,747</td> <td>1,701</td> <td>1,646</td> <td>1,564</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>735</td> <td>744</td> <td>727</td> <td>790</td> <td>821</td> </tr> <tr> <td>発火性危険ごみ処理後金属</td> <td>81</td> <td>79</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>缶プレス</td> <td>475</td> <td>463</td> <td>442</td> <td>463</td> <td>472</td> </tr> <tr> <td>紙製容器包装</td> <td>995</td> <td>992</td> <td>956</td> <td>986</td> <td>910</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製容器包装</td> <td>1,921</td> <td>1,910</td> <td>1,876</td> <td>1,863</td> <td>1,864</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,750</td> <td>7,544</td> <td>7,373</td> <td>7,422</td> <td>7,180</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	破砕金属	450	422	418	604	150	手選別金属	—	—	—	—	93	粗大ごみ解体後金属等	881	843	804	760	915	小型家電	279	274	290	157	237	生きびん	80	70	79	73	69	カレット	1,853	1,747	1,701	1,646	1,564	ペットボトル	735	744	727	790	821	発火性危険ごみ処理後金属	81	79	80	80	85	缶プレス	475	463	442	463	472	紙製容器包装	995	992	956	986	910	プラスチック製容器包装	1,921	1,910	1,876	1,863	1,864	計	7,750	7,544	7,373	7,422	7,180
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																																										
破砕金属	450	422	418	604	150																																																																										
手選別金属	—	—	—	—	93																																																																										
粗大ごみ解体後金属等	881	843	804	760	915																																																																										
小型家電	279	274	290	157	237																																																																										
生きびん	80	70	79	73	69																																																																										
カレット	1,853	1,747	1,701	1,646	1,564																																																																										
ペットボトル	735	744	727	790	821																																																																										
発火性危険ごみ処理後金属	81	79	80	80	85																																																																										
缶プレス	475	463	442	463	472																																																																										
紙製容器包装	995	992	956	986	910																																																																										
プラスチック製容器包装	1,921	1,910	1,876	1,863	1,864																																																																										
計	7,750	7,544	7,373	7,422	7,180																																																																										
溶融スラグ・メタルの資源化	<p>埋立物を減量するため、ごみを溶融した際に生成した溶融スラグ・メタルを資源として有効利用しています。</p> <p style="text-align: center;">表 3-16 スラグ・メタルの搬出量の実績</p> <p style="text-align: right;">（単位：t/年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スラグ</td> <td>9,280</td> <td>9,360</td> <td>7,891</td> <td>9,320</td> <td>10,437</td> </tr> <tr> <td>メタル</td> <td>1,052</td> <td>973</td> <td>1,001</td> <td>1,101</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,332</td> <td>10,333</td> <td>8,892</td> <td>10,421</td> <td>12,007</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	スラグ	9,280	9,360	7,891	9,320	10,437	メタル	1,052	973	1,001	1,101	1,570	計	10,332	10,333	8,892	10,421	12,007																																																						
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																																										
スラグ	9,280	9,360	7,891	9,320	10,437																																																																										
メタル	1,052	973	1,001	1,101	1,570																																																																										
計	10,332	10,333	8,892	10,421	12,007																																																																										

施策	内容（現状）
ガラス工房「葵」の活用	回収された空きびんを主原料としたガラス工芸の体験講座やガラス工芸品の制作を行い、廃ガラスの資源化の周知・啓発を行っています。
容器包装の店頭回収の促進	事業者において販売したペットボトル、白色トレイ、紙パック等の資源化可能な容器や包装を、店頭で自主回収することを促進しています。

1-8 最終処分場の現状

(1) 施設概要

最終処分場の概要は、表3-17に示すとおりです。

表3-17 最終処分場の概要

名称	北部一般廃棄物最終処分場
所在地	岡崎市東阿知和町字大入1番地36
埋立容量	399,100m ³
埋立方法	準好気性埋立
竣工	平成16年3月
残余容量	248,543m ³ （平成31年3月現在）
埋立完了年度	令和40年度

(2) 最終処分量の実績

最終処分量の実績は、表3-18に示すとおりです。

表3-18 最終処分量の実績

（単位：t/年）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
直接埋立分	1,717	2,639	1,887	1,599	2,561
ごみ処理灰	3,420	3,449	3,571	3,140	3,421
破砕残さ	2,154	1,976	1,945	2,402	551
手選別後の埋立物	—	—	—	—	324
計	7,291	8,064	7,403	7,141	6,857

1-9 ごみ処理事業費の実績

ごみ処理事業費の実績は表3-19に示すとおりです。1人当たりのごみ処理事業費の実績は、図3-5に示すとおりであり、近年横ばいを示しています。

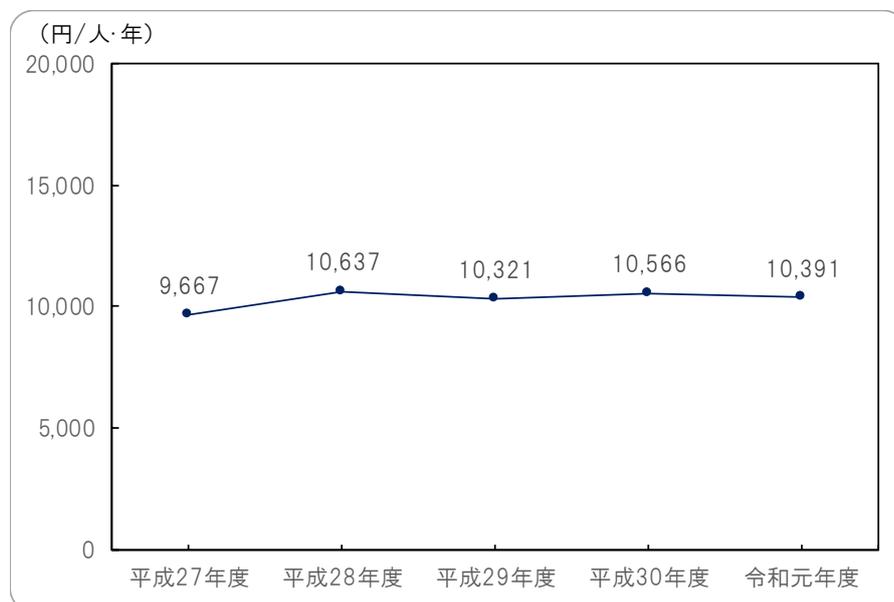
表3-19 ごみ処理事業費の実績

(単位：千円)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
建設改良費	0	0	0	0	0
工事費	0	0	0	0	0
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	0	0	0	0
最終処分場	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	3,522,539	3,927,172	3,835,873	3,936,128	3,870,806
人件費	1,157,050	1,133,398	1,079,127	1,060,351	921,241
一般職	173,543	174,593	172,107	183,148	177,359
収集運搬	667,457	633,829	588,543	579,176	568,925
中間処理	286,190	284,682	280,313	261,251	137,388
最終処分	29,860	40,294	38,164	36,776	37,569
処理費	726,811	2,257,495	825,456	843,794	833,163
収集運搬費	75,122	59,712	68,847	68,229	73,370
中間処理費	589,769	2,109,910	700,526	700,412	692,504
最終処分費	61,920	87,873	56,083	75,153	67,289
車両購入費	2,894	0	6,782	8,530	16,836
委託費	1,635,784	536,279	1,924,508	2,023,453	2,099,566
収集運搬費	321,424	389,922	469,142	477,659	516,330
中間処理費	1,284,442	146,357	1,424,660	1,506,199	1,552,884
最終処分費	29,918	0	30,706	39,595	30,352
その他	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	184,748	167,405	157,658	162,385	151,713
計	3,707,287	4,094,577	3,993,531	4,098,513	4,022,519

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

図3-5 1人当たりのごみ処理事業費の実績（建設改良費除く）



1-10 類似都市との比較

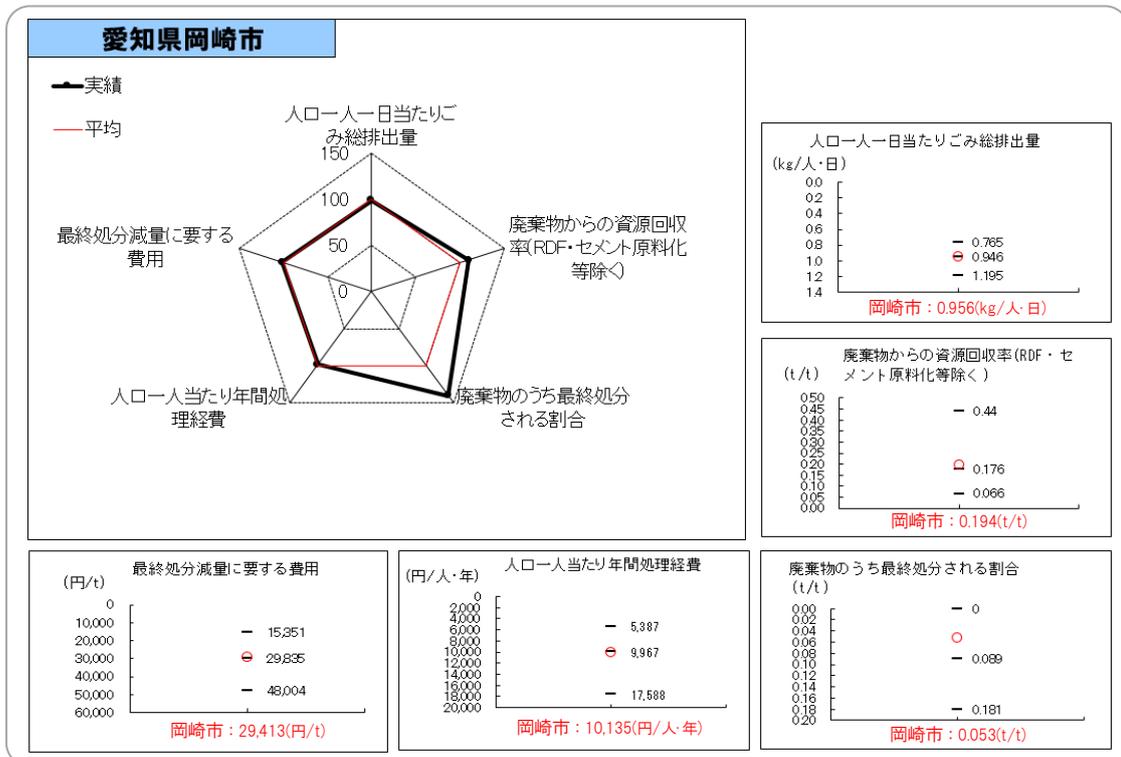
「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月、環境省）」に示された評価方法に基づき、類似都市平均と本市の数値の比較を行いました。数値は、平均より優れた項目は100を超え、平均より劣る項目は100未満となります。比較した結果は、図3-6に示すとおりです。

本市は、「最終処分される割合」が類似都市平均に比べ、少なくなっています。

表3-20 類似都市（48自治体）

都 市 名				
北海道函館市	群馬県高崎市	岐阜県岐阜市	兵庫県尼崎市	高知県高知市
北海道旭川市	埼玉県川越市	愛知県豊橋市	兵庫県西宮市	福岡県久留米市
青森県青森市	埼玉県越谷市	愛知県岡崎市	奈良県奈良市	長崎県長崎市
青森県八戸市	千葉県船橋市	愛知県豊田市	和歌山県和歌山市	長崎県佐世保市
岩手県盛岡市	千葉県柏市	滋賀県大津市	岡山県倉敷市	大分県大分市
秋田県秋田市	東京都八王子市	大阪府豊中市	広島県呉市	宮崎県宮崎市
福島県郡山市	神奈川県横須賀市	大阪府高槻市	広島県福山市	鹿児島県鹿児島市
福島県いわき市	富山県富山市	大阪府枚方市	山口県下関市	沖縄県那覇市
栃木県宇都宮市	石川県金沢市	大阪府東大阪市	香川県高松市	
群馬県前橋市	長野県長野市	兵庫県姫路市	愛媛県松山市	

図3-6 類似都市平均との比較



資料：システム評価支援ツール（令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査結果）

第2節 ごみ処理の課題

2-1 ごみの排出に関する課題

- ・ 1人1日当たりのごみ排出量をみると、全国平均は減少していますが、本市はほぼ横ばいを示しています。本市では、マイバッグ持参の推奨や生ごみ処理機の助成等、ごみの減量化を行っていますが、さらなる減量化に向け、ごみの発生・排出抑制を図っていく必要があります。
- ・ 生ごみについては、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が施行され、食品ロス削減を推進することが宣言されました。本市においても食品ロス削減の広報啓発を行っているところですが、今後さらなる削減に向け、先進事例等を調査研究し、生ごみ全体としての発生・排出抑制の推進を図っていく必要があります。
- ・ プラスチックに関しては、「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月31日に政府として策定され、プラスチックの3Rを推進する等、プラスチックのあり方が問われています。本市では、ペットボトルとプラスチック製容器包装の分別収集を行っていますが、これらのリデュース（発生抑制）についても検討していく必要があります。
- ・ 不燃ごみの中に排出された発火性危険ごみや電池類等が原因と思われる市ごみ処理施設やごみ収集車の発火事故が発生しています。改めて、ごみの分別や適正排出の周知を徹底する必要があります。
- ・ 町内会未加入者や単身世帯に対しての周知や効果的な啓発方法等を検討する必要があります。
- ・ ごみステーション等へマナーが守られていないごみの排出が見られるため、排出者へのマナーや分別ルール等の周知徹底、ステーション管理者への啓発を行っていく必要があります。

2-2 収集運搬に関する課題

- ・ 既存ごみステーションの中には、狭小道路沿いや主要道路の交差点近くに設置されているなど、安全に収集できない場所があります。安全かつ効率的な収集運搬をするために、新規ごみステーションの設置予定地が適した場所であるかを確認するとともに、既存ごみステーションにおいても安全に収集できるよう設置場所の移設等を検討する必要があります。
- ・ 収集員の高齢化が進んでおり、直営によるごみ収集体制の更なる見直しが必要な状況となっています。直営収集員の人数を勘案しつつ、ごみの減量を図るための分別方法の見直しや、より効率的な収集体制が築けるよう、民間委託を併用した様々な手法を検討する必要があります。
- ・ 超高齢社会によりさわやか収集や粗大ごみの有料戸別収集の利用者が増加しているため、これらに対応した収集運搬体制を確立する必要があります。

2-3 中間処理に関する課題

- ・ 可燃系ごみ処理施設（焼却施設・熔融施設）については、県のごみ焼却処理広域化計画を受け、岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画を策定し、ごみ処理施設の集約化・広域化を検討しています。広域化計画の進捗に合わせて、現有施設での適正処理を継続する必要があります。
- ・ 不燃系ごみ処理施設（破碎選別施設・資源化施設）については、岡崎市単独での処理を継続することから、適正処理に努めていく必要があります。
- ・ ごみ処理量の削減・資源化拡大のため、新たな資源化処理について検討する必要があります。資源化処理は、行政での直営処理のほか、運搬も含めた民間処理委託を検討し、より費用面での効率的な処理を検討する必要があります。

2-4 資源化に関する課題

- ・ 資源物の回収量が、近年の5か年（平成27年度～令和元年度）では減少しています。大型スーパーの店頭回収や、特に古紙類については、民間の古紙回収ステーションの設置、新聞の定期購読の取り止め等の影響によることも考えられます。しかし、可燃ごみや不燃ごみのごみ質分析の結果をみると、ごみの中に資源物の混入が未だに見られるため、分別ルールを周知・徹底していく必要があります。また、資源物の排出方法や排出頻度等を随時見直し、資源物の出しやすい環境づくりについても検討していく必要があります。

- ・ 子ども会・PTAなどが行う集団回収量も資源物の回収量と同様に減少していません。集団回収は、地域の自主的な活動であり、回収量の増加や多くの市民が参加できるよう、広報・啓発の強化や支援の見直しを検討していく必要があります。
- ・ 紙製容器包装やプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に基づき、容器包装のみを回収していますが、国内の再資源化動向を注視し、容器包装以外の紙製品やプラスチック製品の資源化を検討する必要があります。
- ・ 剪定や除草作業から大量発生する草木は、可燃ごみの約10%を占めています。先進事例や民間事業者の調査を行う等、効果的な有効利用を検討する必要があります。
- ・ 技術革新により現在ごみとしてあるものが資源物になり得る事例が発生しています（紙おむつなど）。本市においても資源化が可能かどうか先進事例等を調査・研究し、資源循環に向け取り組む必要があります。

2-5 最終処分に関する課題

- ・ 北部一般廃棄物最終処分場は、平成16年度に供用開始し、埋立期間54年と長期利用可能な施設となっていますが、さらなる長期利用に向け、処分量の減量・減容に努めていく必要があります。
- ・ 処分量の減量・減容には、ごみそのものの発生・排出抑制や資源化への転換が必要であり、市民や事業者のごみに対する意識の向上に努めていく必要があります。

2-6 その他の課題

- ・ 現在、事業系ごみの市ごみ処理施設への搬入については、従量制による料金徴収を行っていますが、維持管理費に見合う手数料としては十分なものではありません。そのため、ごみ処理手数料について、ごみ処理原価に基づく適正な費用負担となるよう、手数料の見直しを検討する必要があります。
- ・ 事業系古紙類や産業廃棄物の混入が見られるため、事業者への適正処理、リサイクルの周知を行う必要があります。
- ・ ごみステーションから資源物の持ち去りが見られます。資源物は市の財産でもあるため、監視・指導を行っていく必要があります。

第4章 ごみ排出量の将来予測（現状施策維持の場合）

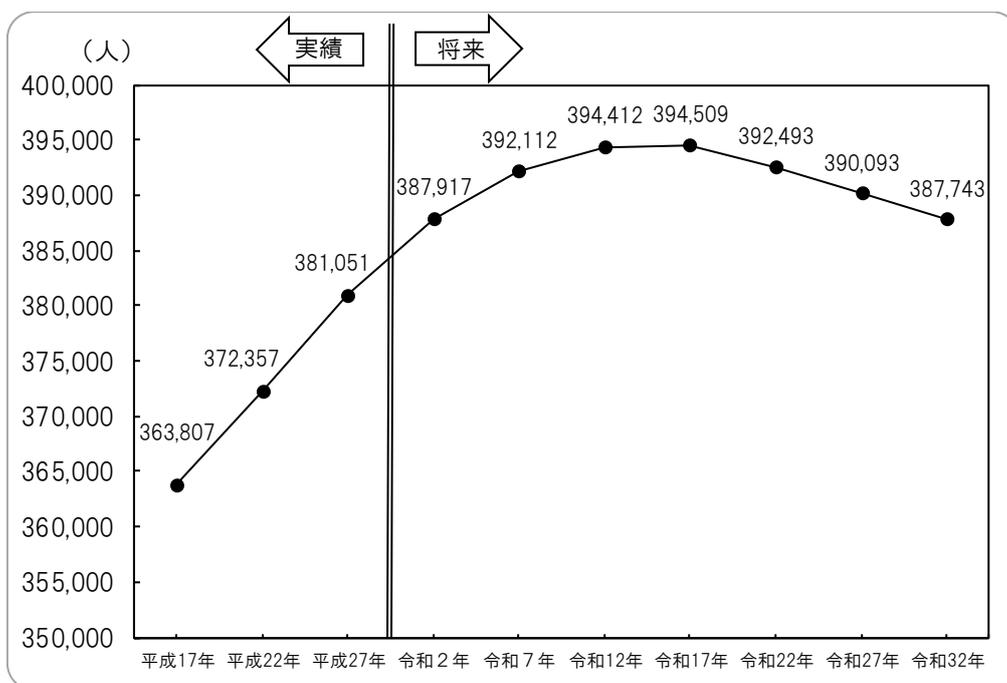
第1節 将来人口

人口の将来値は、表4-1及び図4-1に示す「次期総合計画策定支援業務 人口推計報告書」（平成31年3月）の数値を踏襲します。

表4-1 将来人口

(単位：人)				
年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年
将来人口	387,917	392,112	394,412	394,509

図4-1 人口推移



出典：「次期総合計画策定支援業務 人口推計報告書」（平成31年3月）

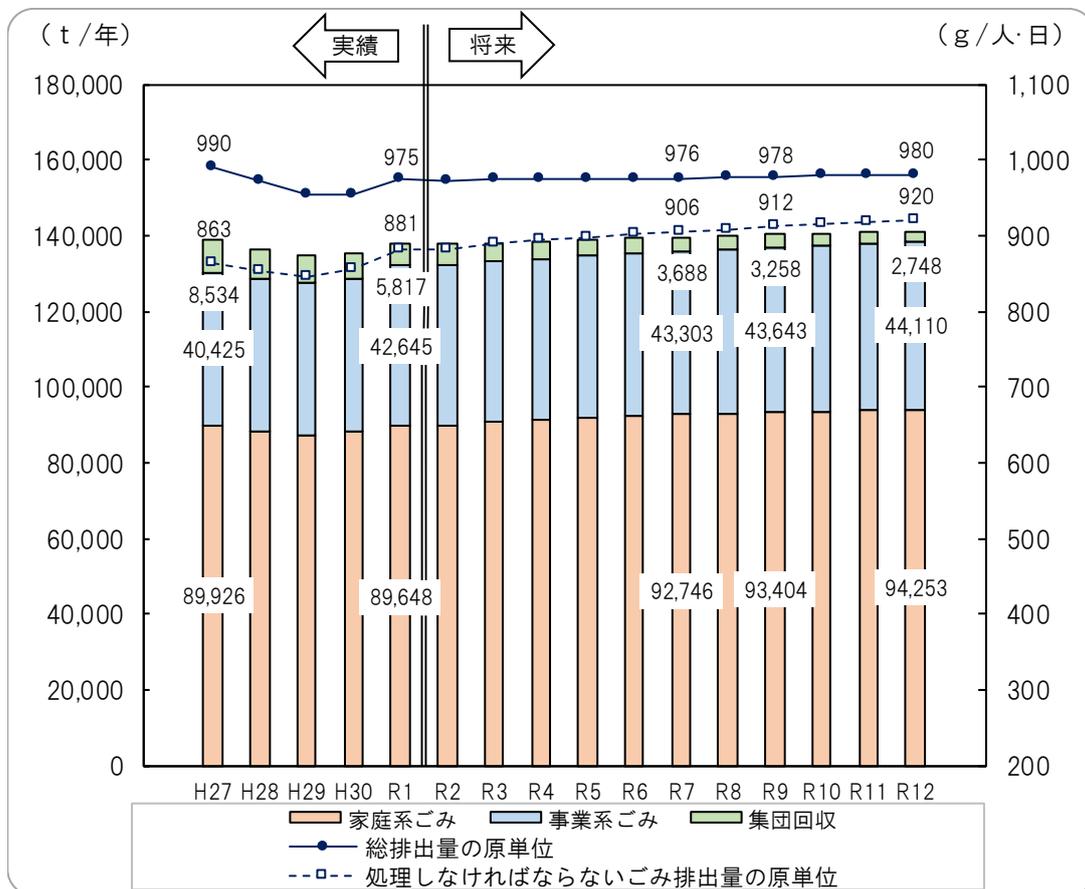
第2節 現状施策のまま推移した場合の将来予測

現状施策のまま推移した場合のごみ排出量の将来推計は、図4-2及び表4-2に示すとおりです。推計には、人口及びごみ排出量の推移を用いています。

目標年度の令和9年度の総排出量は、140,305 t (=93,404+43,643+3,258)、1人1日当たりのごみ排出量(総排出量の原単位)は978 gと予測され、現状138,110 t/年(=89,648+42,645+5,817)、975 g/人・日より、2,195 t、3 gの増加となります。

令和12年度には、141,111 t/年(=94,253+44,110+2,748)、980 g/人・日と予測され、現状より、3,001 t、5 gの増加となります。

図4-2 ごみ排出量の実績及び将来推計(現状維持)



注) R7は広域新施設規模決定年度、R9は本計画目標年度、R12は広域新施設供用開始年度を示します。

表 4-2 ごみ排出量の実績及び将来推計（現状維持）

年 度		実績		将 来			
		令和元年度	令和7年度	令和9年度	令和12年度		
人 口	人	387,106	392,112	393,032	394,412		
可燃ごみ	t / 年	74,942	78,859	79,676	80,690		
不燃ごみ	t / 年	6,780	7,042	7,131	7,227		
粗大ごみ	t / 年	205	200	201	202		
資源物	紙製容器包装	t / 年	980	604	528	438	
	ペットボトル	t / 年	840	902	918	950	
	プラスチック製容器包装	t / 年	1,907	1,929	1,934	1,940	
	空き缶	t / 年	442	446	447	449	
	空きびん・生きびん	t / 年	1,555	1,345	1,277	1,209	
	計	t / 年	5,724	5,226	5,104	4,986	
家庭系ごみ	発火性危険ごみ	t / 年	73	72	72	72	
	有害ごみ	t / 年	138	143	143	144	
	拠点回収	新聞	t / 年	691	426	372	308
		雑誌	t / 年	515	318	277	230
		ダンボール	t / 年	396	244	213	177
		牛乳パック	t / 年	8	5	4	4
		古着	t / 年	146	150	150	151
		ペットボトル	t / 年	0	0	0	0
		小型家電	t / 年	25	57	57	58
		計	t / 年	1,786	1,204	1,077	932
	小 計	t / 年	89,648	92,746	93,404	94,253	
	事業系ごみ	可燃ごみ	t / 年	40,337	41,000	41,340	41,807
		不燃ごみ	t / 年	2,299	2,292	2,292	2,292
		資源物	空き缶	t / 年	3	3	3
空きびん・生きびん			t / 年	6	8	8	8
計		t / 年	9	11	11	11	
小 計	t / 年	42,645	43,303	43,643	44,110		
集団回収	新聞	t / 年	3,292	2,028	1,773	1,471	
	雑誌	t / 年	1,102	679	594	492	
	ダンボール	t / 年	1,106	681	595	494	
	牛乳パック	t / 年	61	38	33	27	
	古着	t / 年	188	193	194	195	
	アルミ缶	t / 年	68	69	69	69	
計	t / 年	5,817	3,688	3,258	2,748		
総 計	t / 年	138,110	139,737	140,305	141,111		
1人1日当たりのごみ排出量	g / 人・日	974.8	976.4	978.0	980.2		
総資源化量	t / 年	26,760	23,907	23,360	22,442		
総排出量	t / 年	138,110	139,737	140,305	141,111		
処理しなければならぬごみ排出量の原単位	g / 人・日	880.7	905.6	912.2	919.9		
資源化率	%	19.4	17.1	16.7	15.9		
可燃ごみ排出量	t / 年	115,279	119,859	121,016	122,497		

第5章 基本方針と目標

第1節 目指すべき姿

持続可能な循環型社会を形成するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、ごみの発生抑制・再使用・再生利用に取り組み、三者が一体となって循環型社会の形成を目指します。

本計画では、「市民・事業者・行政による持続可能な循環型社会の形成」を目指すべき姿とし、環境負荷の低減に配慮した施策を推進します。

市民・事業者・行政による持続可能な循環型社会の形成

第2節 基本方針

ごみをめぐる環境が大きく変化する中で、「ごみをいかに減らし、かつ資源として循環させるか」という新たな時代に対応した施策を確立し、循環型社会を形成することが求められています。

本市のごみ処理の状況及び前述の課題の整理から、以下の3点を基本的な方針として、今後のごみ処理を検討していきます。

基本方針1：ごみの発生抑制の促進

基本方針2：資源循環利用の促進

基本方針3：適正な処理・処分の推進

第3節 基本方針に係る目標値

3-1 数値目標

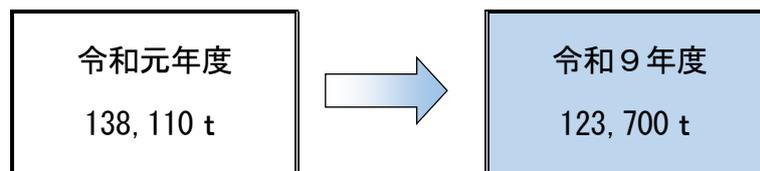
本計画の数値目標は、表5-1に示すとおりです。目標項目は、前計画と同じとします。

表5-1 数値目標

年 度	令和元年度 (実績)	令和9年度 (目標)
総排出量	138,110 t	123,700 t
処理しなければならないごみ 排出量の原単位 (資源物除く)	881 g/人・日	717 g/人・日
資源化率	19.4%	25%
可燃ごみの排出量	115,279 t	95,800 t

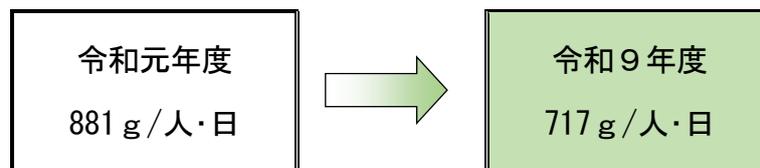
(1) 総排出量

総排出量は、ごみの排出抑制や減量化等により、令和元年度の 138,110 t から、令和9年度までに **123,700 t** にすることを目標とします。〔前計画目標 137,600 t〕



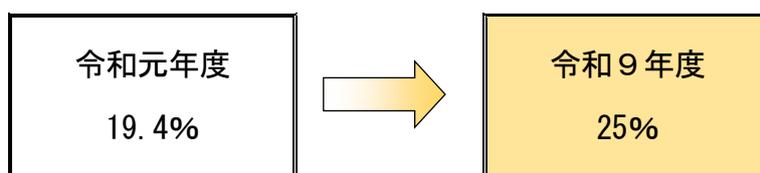
(2) 処理しなければならないごみ排出量の原単位 (資源物除く)

処理しなければならないごみ排出量の原単位 (資源物除く) は、排出抑制や資源物の資源化拡大により、令和元年度の 881 g/人・日 から、令和9年度までに **717 g/人・日** にすることを目標とします。〔前計画目標 812 g/人・日〕



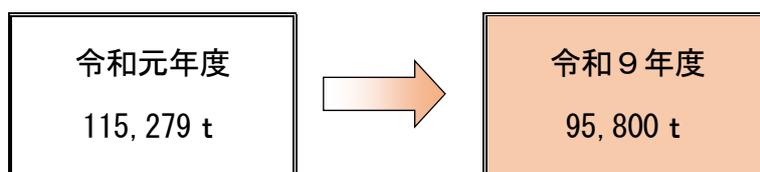
(3) 資源化率

資源化率は、ミックスペーパーやプラスチック類の資源化の拡充等により、令和元年度の19.4%から、令和9年度までに**25%**にすることを目標とします。〔前計画目標24.9%〕



(4) 可燃ごみの排出量

可燃ごみの排出量は、排出抑制、ごみ中の資源物の削減（分別の徹底）により、令和元年度の115,279 tから、令和9年度までに**95,800 t**にすることを目標とします。〔前計画目標105,100 t〕



3-2 目標達成時の将来ごみ排出量

ごみ排出量の将来推計は、図5-1及び表5-2に示すとおりです。

目標年度の令和9年度の総排出量は、123,642 t (=93,039+27,345+3,258)、1人1日当たりのごみ排出量(総排出量の原単位)は862 gと予測され、現状138,110 t/年(=89,648+42,645+5,817)、975 g/人・日より、14,468 t、113 gの減少となります。

令和12年度には、124,271 t/年(=93,872+27,651+2,748)、863 g/人・日と予測され、現状より、13,839 t、112 gの減少となります。

図5-1 ごみ排出量の実績及び将来推計(目標達成)

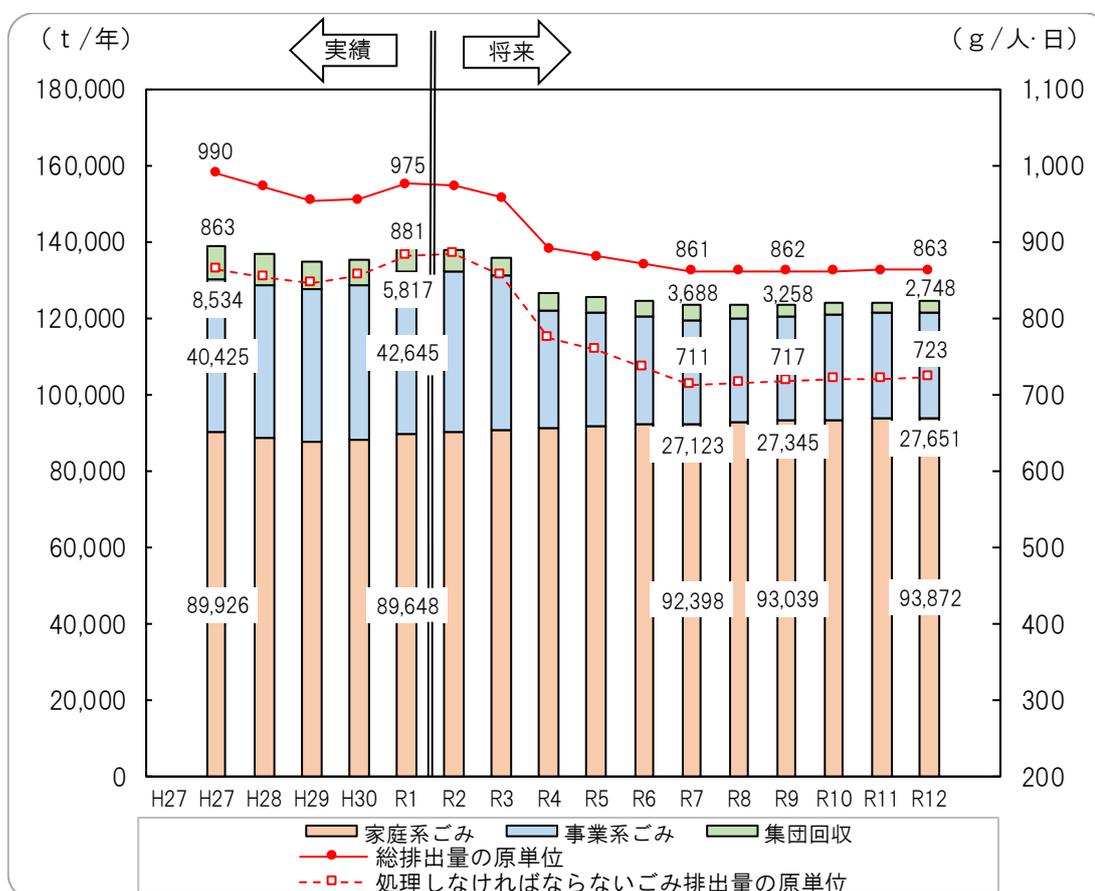
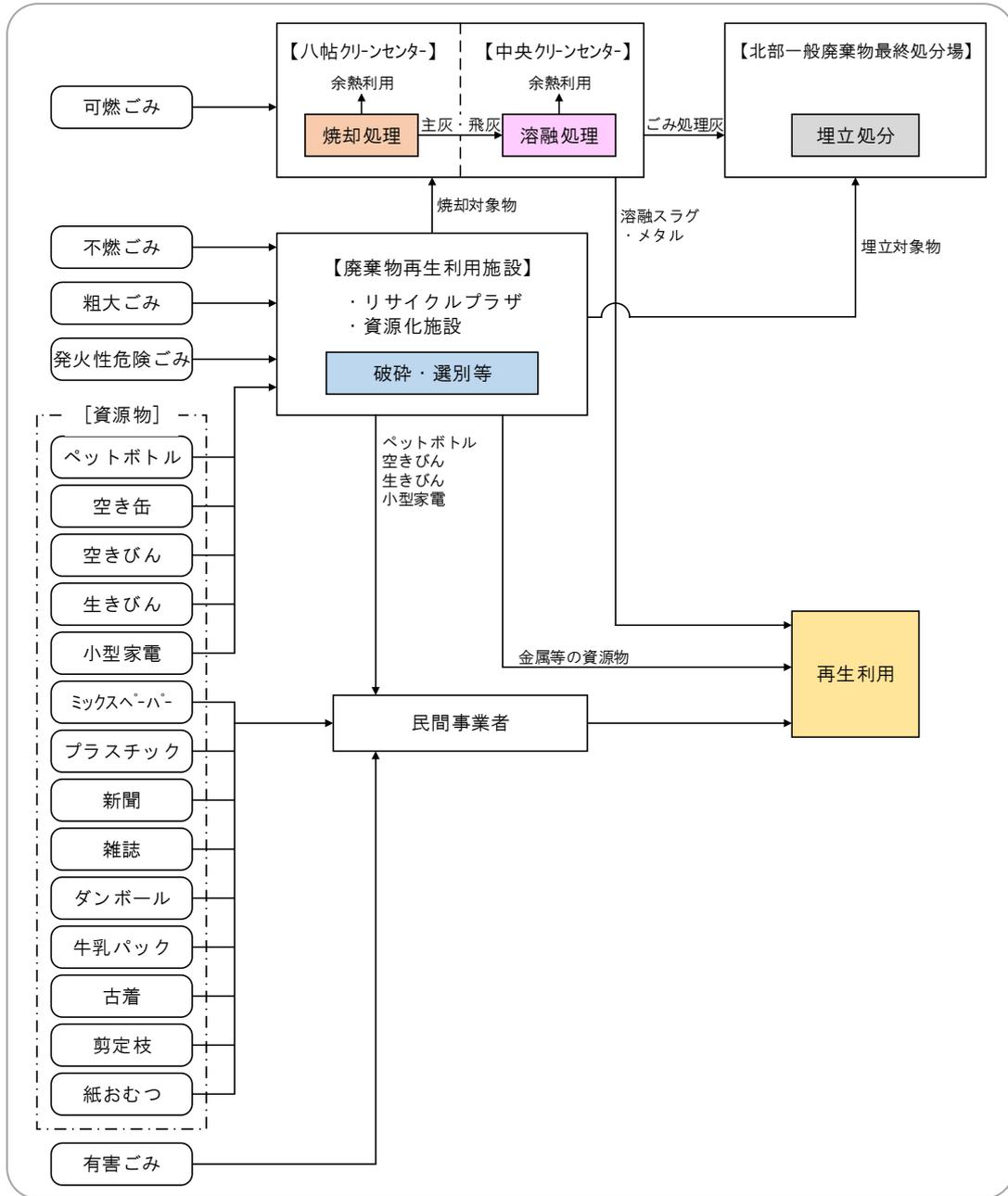


表 5-2 ごみ排出量の実績及び将来推計（目標達成）

年 度		実績	将 来				
			令和元年度	令和7年度	令和9年度	令和12年度	
人 口	人	387,106	392,112	393,032	394,412		
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	74,942	75,052	75,818	76,768	
	不燃ごみ	t/年	6,780	6,223	6,301	6,387	
	粗大ごみ	t/年	205	200	201	202	
	資源物	ミックスペーパー	t/年	980	1,107	1,036	953
		ペットボトル	t/年	840	902	918	950
		プラスチック	t/年	1,907	3,035	3,052	3,073
		空き缶	t/年	442	446	447	449
		空きびん・生きびん	t/年	1,555	1,345	1,277	1,209
		計	t/年	5,724	6,835	6,730	6,634
	発火性危険ごみ	t/年	73	72	72	72	
	有害ごみ	t/年	138	143	143	144	
	拠点回収	新聞	t/年	691	931	882	825
		雑誌	t/年	515	695	658	616
		ダンボール	t/年	396	534	506	474
		牛乳パック	t/年	8	11	10	10
		古着	t/年	146	383	385	389
		ペットボトル	t/年	0	425	429	435
		小型家電	t/年	25	257	260	263
		ミックスペーパー	t/年	2	169	171	173
		プラスチック	t/年	3	372	376	381
空き缶		t/年	0	28	28	29	
空きびん・生きびん		t/年	0	68	69	70	
計	t/年	1,786	3,873	3,774	3,665		
小 計	t/年	89,648	92,398	93,039	93,872		
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	40,337	19,820	19,969	20,186	
	不燃ごみ	t/年	2,299	292	292	292	
	資源物	空き缶	t/年	3	3	3	3
		空きびん・生きびん	t/年	6	8	8	8
		剪定枝	t/年	0	5,000	5,052	5,116
		使用済紙おむつ	t/年	0	2,000	2,021	2,046
計	t/年	9	7,011	7,084	7,173		
小 計	t/年	42,645	27,123	27,345	27,651		
集団回収	新聞	t/年	3,292	2,028	1,773	1,471	
	雑誌	t/年	1,102	679	594	492	
	ダンボール	t/年	1,106	681	595	494	
	牛乳パック	t/年	61	38	33	27	
	古着	t/年	188	193	194	195	
	アルミ缶	t/年	68	69	69	69	
計	t/年	5,817	3,688	3,258	2,748		
総 計	t/年	138,110	123,209	123,642	124,271		
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	974.8	860.9	861.9	863.2		
総資源化量	t/年	26,760	31,886	31,428	30,684		
総排出量	t/年	138,110	123,209	123,642	124,271		
処理しなければならないごみ排出量の原単位	g/人・日	880.7	711.3	716.6	722.8		
資源化率	%	19.4	25.9	25.4	22.0		
可燃ごみ排出量	t/年	115,279	94,872	95,787	96,954		

将来のごみ処理フローは、図5-2に示すとおりです。

図5-2 将来のごみ処理フロー（令和9年度）



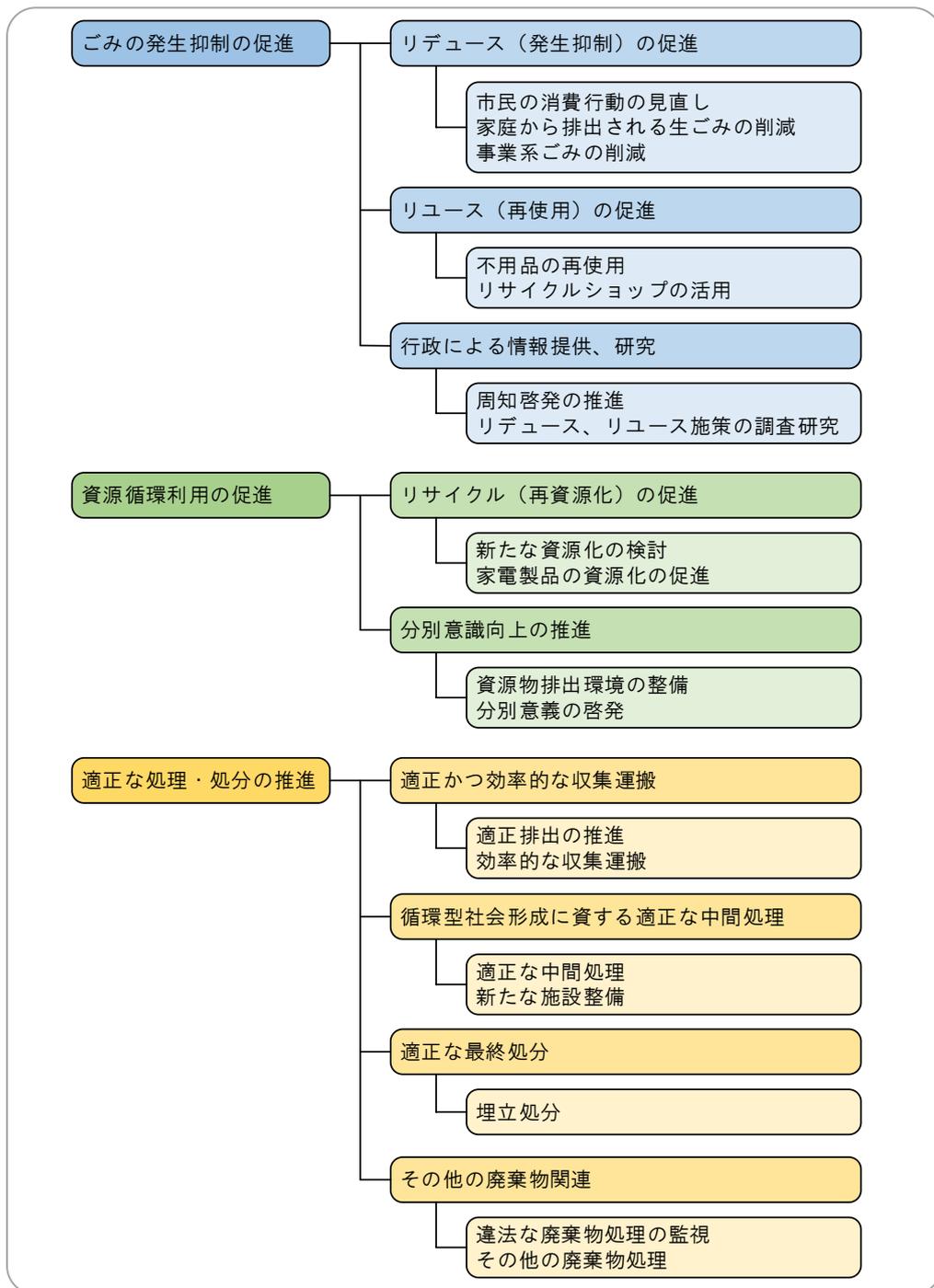
第6章 目標達成に向けた施策

目標の達成に向け、3つの基本方針に基づき、それぞれ以下の施策を推進します。

第1節 施策の体系

施策の体系は、図6-1に示すとおりです。

図6-1 施策の体系



第2節 ごみの発生抑制の促進

2-1 リデュース（発生抑制）の促進

ごみの発生抑制を促進するためには、ごみになるものをできるだけ減らすリデュースが最も重要となります。国においても3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中で最も優先度が高いとされており、本市でも重点的に取り組みます。

近年では、食品廃棄物やプラスチックごみの削減が重要視されており、それらのごみを中心に、ごみ排出量の抑制を進めていきます。

(1) 市民の消費行動の見直し

家庭から排出されるごみを削減するため、市民の消費行動において、レジ袋の削減をはじめとした使い捨て商品の削減が進められています。更なるごみ減量に向け、不要なものは買わない、使い捨て商品は買わない等、生活スタイルの見直しを推進します。

推進施策	
マイバッグ持参の推奨	レジ袋の削減への取り組みを広げるため、マイバッグを持参し、レジ袋及び過剰包装を断ることを、市民への啓発、小売店事業者との連携を通じて推奨します。 【主な取り組み】 <ul style="list-style-type: none">・マイバッグ持参の普及啓発・過剰包装削減行動の普及啓発・小売店等と連携したポスター、チラシ等掲示啓発
使い捨て商品の削減	使い捨て容器の使用や過剰包装、利用頻度の低い商品の多用を控えることによるごみ排出量の削減を、市民への情報提供、啓発を通じて促進します。 【主な取り組み】 <ul style="list-style-type: none">・マイボトル、マイカップの使用促進・リユース食器の活用促進・レンタルやシェアの活用促進・耐久性の高い商品の活用、長期使用の促進

(2) 家庭から排出される生ごみの削減

生ごみは、ごみ全体の重量の中で大きな割合を占めています。生ごみの排出量削減に向け、市民への意識啓発を推進します。

推進施策	
生ごみ自家減量の普及促進	家庭からの生ごみの排出を抑制するため、生活様式に合わせた生ごみ自家減量の普及促進を図り、生ごみ処理機やコンポストの助成金制度を行っていきます。 【主な取り組み】 <ul style="list-style-type: none">・生ごみ処理機、コンポスト購入助成金・ダンボールコンポストの紹介、推奨
3キリ運動の推進	ごみの減量と安定的な処理を目的として、生ごみの水分を取り除く「水キリ」、買った食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」の「3キリ運動」を推進し、生ごみ、食品ロスの削減を行っていきます。 【主な取り組み】 <ul style="list-style-type: none">・水切りの推奨、水切り器具の紹介・賞味期限・消費期限の把握の推奨・ごみの少ない調理方法の紹介

(3) 事業系ごみの削減

事業者が排出するごみについて、自ら減量、資源化を進めることにより、ごみとして排出する量が削減されるよう啓発、指導を推進します。

推進施策	
減量計画書の作成	多量排出事業者に対して、減量計画書の提出を求め、減量意識を高めることにより、さらなるごみの発生抑制・資源化を推進します。 【主な取り組み】 <ul style="list-style-type: none">・減量計画書の提出・減量計画に基づく指導、啓発

事業系食品廃棄物の削減	<p>飲食店や食品生産者等事業者が排出する食品廃棄物について、事業者自らによる資源化等の取り組みによって削減が進むよう、情報提供、啓発、指導に努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクルの推進に向けた周知強化 ・資源化事業者への誘導 ・フードバンク事業の活用 ・公共施設等における食品リサイクルの推進
事業系ごみの分別徹底	<p>事業者がごみとして排出するものの中に含まれる資源物について、事業者で適正に処理されるよう、引き続き広報啓発に努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙類の資源化の啓発、搬入規制指導 ・事業系ごみの搬入検査（展開検査）の実施

2-2 リユース（再使用）の促進

3Rの中でリデュースの次に優先されるのは、不要となったものをまた別の形で使用するリユースとなっています。

不用品を再度活用できる場所や情報の提供に努め、リユースを促進します。

(1) 不用品の再使用

家庭から排出されるごみについて、再使用の方法等の情報提供、啓発に努めます。

推進施策	
再使用情報の提供	<p>家庭で不要となったものの再使用に関する情報提供を通じて、リユースを促進します。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再使用情報の提供 ・修理事業者等の紹介
フリーマーケット等の活用推奨	<p>フリーマーケットや不用品交換の場の提供等を通じて、市民のリユース行動を推奨します。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットの活用推奨や開催 ・不用品交換の推奨

(2) リサイクルショップの活用

リサイクルショップの活用により不用品の排出を削減します。

推進施策	
リサイクルショップとの連携	不要なものをごみとせず、必要な人が購入することで長く使用することを旨とし、リサイクルショップを紹介する等の発信に努め、市民による活用を促進します。 【主な取り組み】 ・リサイクルショップとの連携（情報提供）

2-3 行政による情報提供、研究

市民、事業者によるリデュース、リユースの行動を推進するため、情報提供、啓発手法について、調査研究を行うとともに改善見直しに努めます。

(1) 周知啓発の推進

市民、事業者が正しく現状を認識できるよう情報提供を行うほか、ごみ排出に関する正しい知識も含めた分かりやすい情報提供に努めます。

推進施策	
市民、事業者への学習機会の提供	市民、事業者が正しく現状を学習し把握することが意識啓発において重要となります。子どもから大人までがごみ問題に興味を持ち、情報を得られるよう努めます。 【主な取り組み】 ・環境教育、環境学習の実施 ・施設見学会の実施
分かりやすい情報提供	ごみの排出等について、分かりやすい情報提供に努め、分別徹底を通じて意識啓発を図ります。 【主な取り組み】 ・分別資料、収集カレンダー等の更新 ・広報、回覧等による情報提供 ・ホームページ、SNS、動画等ネット媒体による情報提供 ・情報提供の多言語化 ・スマートフォンアプリの活用

市民参加による啓発	<p>市民が参加できるイベント等を通じて、ごみ問題への意識を高め、ごみの排出抑制等を推進します。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境ひろば等のキャンペーン、イベントの開催 ・環境ポスター等の募集及び表彰
-----------	--

(2) リデュース、リユース施策の調査研究

リデュース、リユースを推進するため、先進的な施策の情報を調査研究し、より良い施策の実施を推進します。

推進施策	
リデュース、リユース施策の調査研究	<p>マイボトルを活用可能な事業者の情報や食品ロスの削減に向けた事業者によるリサイクル事業、フリーマーケット等を行う団体の情報、他都市における先進的なリデュース、リユースの取り組みについて調査、研究し、啓発や情報提供の内容を含め、より効果的な施策の検討、研究を進めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内マイボトル活用事例の実態把握 ・リユース実施団体の情報把握 ・事業者による食品ロス削減事例の調査 ・耐久年数の長い商品、ごみの出にくい商品等開発動向の調査

第3節 資源循環利用の促進

3-1 リサイクル（再資源化）の促進

不要となったものは、できる限り資源物として回収し、リサイクルすることが必要です。現在分別している資源物の分別徹底を図るとともに、現状ごみとなっているものを新たに資源化するための施策を推進します。

(1) 新たな資源化の検討

ごみの中には、資源化が可能なものも多く含まれており、それらを含め、今はごみとして扱っているものの新たな資源化について検討を進めます。

推進施策	
剪定枝の資源化の検討	<p>剪定、除草作業から発生する木や草は、一度にまとめて排出されるごみであり、資源化に向け、先進事例や民間事業者の調査を行う等、有効利用方法を検討します。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 先進事例等の調査・研究・ 剪定枝資源化モデル事業の検討
ミックスペーパーの資源化の検討	<p>可燃ごみ中には紙類が多く含まれており、現在資源物として回収している紙製容器包装に加えて、雑紙等も含めた資源化可能なミックスペーパーについて、資源化を検討します。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none">・ ミックスペーパーの分別回収方法の検討・ 資源化先の調査
プラスチックの資源化の検討	<p>「プラスチック資源循環戦略」が策定される等、今後は容器包装のみならずプラスチック製品の資源化が推奨されていくと想定されます。引き続きプラスチック製容器包装の分別、資源化に取り組むとともに、新たなプラスチックの資源化動向についても調査、研究を進めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 先進事例等の調査・研究・ 対象プラスチックの選定

使用済紙おむつの資源化の検討	<p>紙おむつの排出量は高齢者人口の増加に伴い、今後増加が想定され、ペレット燃料化等の処理技術開発が進められています。先進事例や民間事業者の調査を行う等、衛生的で効果的な有効利用方法を検討し、資源化を検討します。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例等の調査・研究
廃食用油の回収の検討	<p>廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料等に精製する等の資源化を継続して検討し、利用方法、利用先と合わせて調査・研究を行います。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油分別回収方法の検討 ・資源化技術及び生成物利用方法の調査・研究

(2) 家電製品の資源化の促進

家電製品の資源化については、法整備に合わせてテレビ、エアコン等の家電4品目、パソコン等の資源化が進められており、小型家電の分別も開始されています。引き続き正しい分別を啓発し資源化を促進します。

推進施策	
リサイクルシステム活用の啓発	<p>特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）や、資源有効利用促進法の対象となる家電4品目、パソコン等について、リサイクルシステムを活用した処理が行われるよう、引き続き広報等を活用して市民への啓発を推進します。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出方法、引き取り先の啓発推進
小型家電の資源化	<p>小型家電に含まれるレアメタルを資源化するため、常設回収ボックスによる回収及び国の認定事業者による宅配便を活用した回収を実施していますが、引き続きそれらの回収方法を啓発し、分別徹底を進めるとともに、小型家電からレアメタルを回収し、資源化する処理技術の活用についても、調査・研究を進めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出方法、引き取り先の啓発推進 ・資源回収技術の調査・研究

3-2 分別意識向上の推進

ごみの分別が適正に行われるかどうかは排出者に委ねられるため、排出者の分別意識向上を図ることが重要です。より資源物を出しやすい環境づくりや、分別意識向上のための周知・啓発を推進します。

(1) 資源物排出環境の整備

本市による収集以外の資源物排出機会について、引き続き利用機会を拡大し、利便性を向上することにより、分別徹底を推進します。

推進施策	
店頭回収等との連携	<p>ペットボトル、白色トレイ、紙パック等の資源化可能な包装材の事業者による自主回収や、事業者が独自に行う古紙類の資源回収について、事業者と連携し、市民への情報提供を行い、資源物排出機会の増加に努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売店等事業者との連携協力体制の構築 ・回収事業者の奨励 ・市民への情報提供
資源回収事業の推進	<p>資源回収事業報償金制度の継続及び周知啓発により、町内会等による古紙類、古着、アルミ缶等の回収事業を推進し、資源回収量の増大とともに、市民自ら資源物を回収することによる意識向上を図ります。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源回収事業報償金制度
拠点回収事業の拡充	<p>既存の拠点回収所の回収品目・回収時間の見直しや、新規の拠点回収所の設置を検討します。また、新たな手法による行政回収方法を研究し、資源物排出機会の増加に努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規回収品目の検討 ・新規拠点回収所の検討

(2) 分別意義の啓発

分別の意義に関する理解を深め、分別意識の向上を図るため、資源物の再生先をイメージできる啓発等、リサイクルに関する意識啓発を推進します。

推進施策	
再生品利用の促進	<p>循環型・省資源型商品の積極的な購入促進等の啓発を通じて、資源物がリサイクルされていることを周知します。</p> <p>庁内でも再生品を積極的に利用し、市民に発信していきます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none">・循環型・省資源型商品利用の促進・庁内備品の再生品利用の促進及び発信
体験講座等による意識向上	<p>回収された空きびんを主原料としたガラス工芸の体験講座やガラス工芸品の制作を行う等、リサイクル体験の参加により、廃びんの適正な分別排出がリサイクルにつながることの有用性を啓発します。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none">・ガラス工芸の体験講座実施（ガラス工房「葵」）

第4節 適正な処理・処分の推進

4-1 適正かつ効率的な収集運搬

排出されたごみを迅速かつ衛生的に収集することは、市民の生活環境を衛生的に保ち、かつ適正なごみ処理を推進するための根本となる本市の重要な責務の一つです。今後も引き続き適正な排出及び効率的な収集運搬体制の整備に努めます。

(1) 適正排出の推進

ごみの排出については、引き続き家庭系ごみはステーションか拠点回収所へ排出（粗大ごみは有料戸別収集）し、本市が主体となって収集若しくは自ら直接搬入とします。事業系ごみは事業者自ら若しくは許可業者による直接搬入とします。環境衛生の維持及び健全かつ効率的で迅速なごみ処理を実施するため、排出者に対し排出ルール・マナー順守の徹底を啓発指導するとともに、処理費用負担の適正化を検討します。

推進施策	
排出ルール・マナーの指導啓発	ごみステーションを衛生的に保つため、また、ごみの収集、処理に悪影響（発火性危険ごみ等による発火事故、刃物等による作業員の負傷、処理不適物の混入による処理効率低下、水銀含有物による残さや排ガス性状の悪化等）を与えないために排出ルール・マナーの順守について指導を徹底します。 【主な取り組み】 <ul style="list-style-type: none">・ルール・マナー違反の排出例の広報・ルール・マナー違反者に対する警告シールを用いた指導及び周知・ステーション管理者への啓発
ごみ処理費用負担の適正化	ごみの排出は、現状どおり指定袋制とし、直接搬入時には、ごみ排出量に応じてごみ処理手数料を徴収します。ごみ処理手数料は施設維持のためや、排出者ごとの排出量の違いによる負担の公平性確保のために、今後も引き続き適正な処理費用負担の在り方を検討します。

(2) 効率的な収集運搬

家庭系ごみは、本市が主体となって現在の収集運搬体制で引き続き収集します。ごみ排出量の変化や分別区分の見直しに合わせ、効率的で環境負荷の少ない収集運搬体制を整備します。

推進施策	
収集運搬体制の検討	ごみ量の削減や資源物回収量の増大、分別区分の変更、処理先の変更等に伴って、収集頻度や車両等の必要数は変動するため、状況に応じて、効率的で安全な収集運搬体制及びごみステーション設置場所の適正化を検討します。また、資源物排出機会拡大に向けた収集頻度の増加も検討します。
一般廃棄物収集運搬業許可の検討	一般廃棄物収集運搬業の許可について、既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力及び分別区分や収集量の変化も勘案して、適正かつ安定した処理を継続できる許可数となるよう、新規許可の可否について、継続して検討します。
排出困難者への対応	高齢者や障がい者等ステーションへのごみ出しが困難な方への対応としてごみを家庭の玄関先まで回収に行く戸別収集（さわやか収集）を継続するとともに、今後も排出困難者の視点に立った収集が行えるよう、制度の見直し、改善に努めます。

家庭系ごみの収集運搬量の見込みは、表 6-1 に示すとおりです。

表 6-1 家庭系ごみの収集運搬量の見込み

(単位：t/年)

年 度	実績	将 来			
	令和元年度	令和7年度	令和9年度	令和12年度	
可燃ごみ	68,503	68,598	69,298	70,166	
不燃ごみ	3,460	3,174	3,214	3,257	
資源物	ミックスペーパー	980	1,107	1,036	953
	ペットボトル	840	902	918	950
	プラスチック	1,907	3,035	3,052	3,073
	空き缶	442	446	447	449
	空きびん・生きびん	1,555	1,345	1,277	1,209
	計	5,724	6,835	6,730	6,634

4-2 循環型社会形成に資する適正な中間処理

排出、収集されたごみは、減量化、無害化、資源化处理を行います。循環型社会の形成に向け、減量化、資源化に努めるとともに、環境負荷の低減、処理コストの削減を目指した、安全で効率的な中間処理を実施します。

(1) 適正な中間処理

ごみ処理施設では適正な処理を実施します。処理にあたっては、環境面にも配慮し、循環型社会に寄与する処理に努めます。

推進施策	
適正な中間処理の維持	<p>可燃ごみは、既存のごみ処理施設（焼却・溶融施設）での処理を継続するとともに、施設更新に合わせて新広域ごみ処理施設での処理を検討していきます。資源物の再生利用については、廃棄物再生利用施設での処理を継続します。施設は設備機器の維持管理及び適正な補修により、必要に応じて延命化を図るものとします。それぞれ環境面に配慮し、適正な維持管理のもと、衛生的かつ安全な処理を実施します。</p>
資源化处理の実施	<p>回収した資源物及び不燃ごみ、粗大ごみの破碎後の金属等は、資源化事業者等を通じて資源化に努めます。また、可燃ごみも一部溶融処理を行い、溶融スラグ・メタルを資源として有効利用することにより、資源化及び埋立物の削減に努めます。今後も、新たな施設整備、民間への処理委託による、新たな資源物の資源化、焼却残さ（主灰）の資源化、溶融スラグ・メタルの更なる有効活用等の検討を進めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる資源物の回収処理検討 ・溶融スラグ・メタルの有効利用の検討 ・焼却残さ（主灰）の資源化検討
エネルギーの有効利用の推進	<p>可燃系ごみ処理施設での、可燃ごみの処理によって発生した余熱の有効利用を推進します。また、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーの積極的な活用を図るなどし、環境への負荷の少ないエネルギーの有効利用を推進します。</p>

あわせ産廃の処理	一般廃棄物の処理に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理することが可能な産業廃棄物については、処理の必要性を加味して、あわせ産廃として処理を検討します。
処分業の許可	事業者が行う一般廃棄物の処分については、適正処理推進の観点から一般廃棄物の排出量等を勘案しながら、一般廃棄物処分業の許可を検討します。

(2) 新たな施設整備

ごみ処理施設は、現有施設を適正に維持管理し継続して活用しますが、老朽化及び新たな分別に合わせて必要な施設の整備を進めます。なお、可燃系ごみ処理施設について、愛知県ごみ焼却処理広域化計画を受け、広域処理を推進します。

推進施策	
可燃系ごみ処理施設の整備	平成9年度の国のごみ処理広域化の通知に基づく愛知県ごみ焼却処理広域化計画を受け、岡崎市、西尾市及び幸田町の2市1町で岡崎・西尾ブロックとして広域化を進めており、令和12年度の新広域ごみ処理施設の供用開始を目指し、2市1町の連携を図りながら検討を進めます。
破碎・選別、資源化等処理施設の整備	<p>破碎・選別等処理施設は、広域化での計画はなく、当面の間、現有施設での処理を継続するものとします。なお、リサイクルプラザについては、稼働後20年以上経過しており、設備等の老朽化がみられ、現行の資源物の処理等に見合った設備の整備等を検討する必要があります。また、新たな分別に伴い処理を行う際には必要な施設整備を進めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ更新整備の検討 ・新たな分別に合わせた処理施設整備の検討

解体及び跡地利用	<p>旧焼却施設は、昭和 63 年に完成以降、市のごみ処理を担ってきましたが、老朽化が進んだことにより、平成 23 年に稼働を休止しています。休止施設跡地を有効活用すること及び休止後も建屋は劣化が進んでいくことから、早期に安全に解体撤去を行う必要があります。</p> <p>解体工事にあたっては、解体時ダイオキシン類等が環境中に飛散しないよう、十分に配慮して工事を行う必要があります、多大な費用がかかります。</p> <p>循環型社会形成推進交付金制度では、跡地に交付金対象となる、循環型社会に寄与する施設を整備する場合に限り、廃止焼却炉の解体撤去費用に交付金を活用できるとしています。したがって、財政面も考慮し、今後の施設整備の検討と合わせて、旧焼却施設の解体とその跡地利用の検討を進めます。</p>
----------	---

中間処理施設の処理量の見込みは、表 6-2、表 6-3 に示すとおりです。

表 6-2 焼却・溶融施設の処理量の見込み

(単位：t/年)

年 度		実績	将 来		
		令和元年度	令和7年度	令和9年度	令和12年度
処理量	直接受入分	115,377	94,968	95,883	97,051
	破碎可燃物	704	—	—	—
	手選別後の可燃物	2,806	2,702	2,734	2,769
	し尿処理後物	1,765	1,013	982	982
	灰溶融	3,299	2,480	2,503	0
	計	123,951	101,163	102,102	100,802

表 6-3 破碎・選別等処理施設の処理量の見込み

(単位：t/年)

年 度		実績	将 来		
		令和元年度	令和7年度	令和9年度	令和12年度
処理量	不燃ごみ	6,518	4,678	4,734	4,796
	不燃性粗大ごみ	107	104	105	105
	ペットボトル	840	1,327	1,347	1,385
	空き缶	445	477	478	481
	空きびん・生きびん	1,561	1,421	1,354	1,287
	計	9,471	8,007	8,018	8,054

4-3 適正な最終処分

中間処理を経て、最終的に残ったごみの内、資源化、減量化、減容化することが困難なものについては、無害化、安定化を図ったうえで最終処分場において埋立処分します。

(1) 埋立処分

最終処分場については、長期利用可能な施設となっていますが、さらなる延命化に向け、ごみの排出抑制や資源化・再生利用、中間処理等による減量化及び減容化に努め、今後の埋立量等を予測し、計画的に最終処分できるよう努めていきます。

推進施策	
適正な埋立処分	最終処分は、引き続き、北部一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行うものとします。埋立処分に当たっては、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持していきます。

最終処分量の見込みは、表 6-4 に示すとおりです。

表 6-4 最終処分量の見込み

(単位：t/年)

年 度	実績	将 来		
	令和元年度	令和7年度	令和9年度	令和12年度
直接埋立分	2,561	1,837	1,859	1,883
ごみ処理灰	3,421	2,833	2,859	2,822
破碎残さ	551	—	—	—
手選別後の埋立物	324	311	315	319
計	6,857	4,981	5,033	5,024

4-4 その他の廃棄物関連

その他廃棄物に関して、違法な廃棄物処理への対応や本市で処理できない一般廃棄物の処理に関する情報周知等に努めます。

(1) 違法な廃棄物処理の監視

不法投棄をはじめ違法な廃棄物の処理、収集等に対して監視等対策に努めます。

推進施策	
不法投棄対策	<p>不法投棄を監視するパトロールを強化するとともに、違法行為には厳正な対応を行います。また、広報や事業者向けのパンフレットで適正な処理について協力を呼び掛け、市民や事業者の意識の向上を図り、不法投棄の予防に努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none">・パトロールの強化・監視カメラの設置・事業者向け広報啓発
資源物持ち去り監視	<p>ごみステーションに排出された資源物を違法に持ち去る行為に対しては、岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第10条の2第1項の趣旨に沿って監視・指導を行い、適正処理を図っていきます。</p> <p>資源物の持ち去りは、犯罪であることを周知し、持ち去り防止に努めていきます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみステーションの監視、指導の実施・持ち去り防止啓発の実施
違法回収業者の監視	<p>不適正な廃棄物の取り扱いを防止するため、無許可で不用品回収を行う業者に関する通報受付、監視を行うとともに、違法回収業者と取引を行わないよう、市民に啓発を行っていきます。</p>

(2) その他の廃棄物処理

その他の廃棄物として災害廃棄物については処理方針を明らかにし、非常時に備えます。また、本市で処理できないものについては処理先を明らかにし、適正な処理を推進します。

推進施策	
災害廃棄物処理	<p>大規模地震や風水害等の自然災害が発生した際には、一時的に大量の廃棄物が発生するため、岡崎市災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月策定）に基づき、がれき類等の災害廃棄物を処理し、生活環境の汚染防止に努めます。</p> <p>また、迅速かつ計画的に処理するため、同計画に基づき、周辺の市町の協力体制はもとより、県内外の市町村を含む広域的な連携や民間業者との協力体制を構築していきます。</p> <p>なお、岡崎市災害廃棄物処理計画は随時見直しを行い、災害時に備えます。</p>
処理困難物の適正処理	<p>ごみ処理施設の設備の構造上、処理が困難なものについては、購入した店舗や専門業者等で相談のうえ処理するものとし、適正な処理が進むよう処理先の周知徹底を行います。</p>
在宅医療廃棄物処理	<p>在宅医療で使用した感染の恐れのある注射針等の廃棄物は、原則担当医療機関での処理を行うものとします。処理先や対応について周知徹底し、啓発に努めます。</p>

市が処理しないごみについては、表 6-5 に示すとおり民間事業者等に誘導を行います。

表 6-5 市が処理しないごみ

区 分		品 目	処理方法
家電リサイクル法に規定される特定家庭用機器		エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者による適正な引取りの誘導を行う。
資源有効利用促進法に規定する指定再資源化製品		パソコン、小形二次電池	製造事業者等の自主回収及び資源化への誘導を行う。
廃棄物減量条例第10条第2項に基づくもの	有害性のあるもの	化学薬品、農薬類	販売店による引取りの誘導を行う。
	危険性のあるもの	廃油（ガソリン・灯油）	
	引火性のあるもの	プロパンガスボンベ	
リサイクルシステムが整備されているもの		消火器、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、FRP製小型船舶	リサイクルシステムでの処理へ誘導を行う。
その他、市ごみ処理施設での処理が困難なもの		ピアノ、大型自動車部品、大型温水器、大型業務用機器・機材、大型FRP製品、ソーラーパネル	販売店、専門事業者による引取りの誘導を行う。
市の施策によるもの		古紙類（事業系に限る。）	資源化事業者へ誘導を行う。

第5節 施策実施スケジュール

施策実施スケジュールは、表6-7に示すとおりです。

表6-7 計画施策実施スケジュール（案）

基本方針	項目	施策	現状	計画期間							
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
基本方針1 ごみの発生抑制の促進	リデュース（発生抑制）の促進	市民の消費行動の見直し	継続	拡充	（使い捨て商品の削減）						
		家庭から排出される生ごみの削減	継続	拡充	（3キリ運動の促進）						
		事業系ごみの削減	継続	検討	拡充	（減量計画書の提出、食品廃棄物の削減）					
	リユース（再使用）の促進	不用品の再使用		検討							
		リサイクルショップの活用		検討							
	行政による情報提供、研究	周知啓発の推進		継続							
		リデュース、リユース施策の調査研究		検討							
基本方針2 資源循環利用の促進	リサイクル（再資源化）の促進	新たな資源化の検討	継続		拡充	（ミックスペーパー、プラスチック）					
		家電製品の資源化の促進	継続								
	分別意識向上の推進	資源物排出環境の整備	継続	拡充	（拠点回収事業の拡充）						
		分別意義の啓発	継続	拡充	（再生利用品の促進）						
基本方針3 適正な処理・処分の推進	適正かつ効率的な収集運搬	適正排出の推進	継続	検討	（ごみ処理費用負担の適正化）						
		効率的な収集運搬	継続								
	循環型社会形成に資する適正な中間処理	適正な中間処理	継続								
		新たな施設整備	継続	検討	（施設の整備、旧施設の解体及び跡地利用）						
	適正な最終処分	埋立処分	継続								
	その他の廃棄物関連	違法な廃棄物処理の監視	継続								
		その他の廃棄物処理	継続								

用語集

	用 語	解 説
あ行	一般廃棄物	廃棄物処理法で規定する廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。
	SNS（エスエヌエス）	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略称です。インターネットを通じて、交友関係を構築するサービスのことをいいます。行政機関や民間企業が様々な情報を発信する媒体として活用されています。
	SDGs（エスディーゼズ）	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称です。経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会をめざすための世界共通の行動目標であり、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。
か行	回収協力店	市内のスーパーマーケットなどの店舗において、リサイクルを目的とし、ペットボトル、食品トレイ、牛乳パック等の資源物を回収している事業者をいいます。
	家庭系ごみ	本計画では、一般廃棄物の「ごみ」のうち、一般家庭から排出されるものをいいます。
	拠点回収	市役所や市民センターなどを拠点として、行政が主体となって行う資源物の回収方法をいいます。
	ごみ質分析	ステーションに排出されたごみにおける、資源物の混入割合などの組成を分析することをいいます。
	ごみステーション	一般家庭から排出される可燃ごみと不燃ごみの排出場所をいいます。
	コンポスト	落ち葉や家庭から出た生ごみなどの有機物を微生物が分解・発酵して作られた堆肥をいいます。
さ行	災害廃棄物	大規模地震や風水害等の非常災害により、一時的に大量に発生した廃棄物のことをいいます。

さ行	最終処分	廃棄物を適正に処理した上で埋立てや海洋投入することをいいます。本市においては、埋立処分を行っています。
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など廃棄物処理法で規定された 20 種類の廃棄物をいいます。
	残さ	原料となる液体や固体などから目的の成分を取り除いた後に残る不純物やあまりの部分をいいます。
	事業系ごみ	本計画では、一般廃棄物の「ごみ」のうち、事業活動に伴って生じたもの（事業系一般廃棄物）をいいます。
	資源物	資源として再利用が可能なものをいいます。
	指定袋	ごみや資源物をステーションに排出する際に使用する容器として、市が指定する袋をいいます。
	集団回収	町内会、子ども会、PTAなどが行う資源物の回収方法で、回収品目、回収日時、回収方法などを定めて、資源物を自主的に回収する地域でのリサイクル活動をいいます。
	主灰・飛灰	焼却炉で廃棄物を焼却した際に排出される燃え殻をいいます。
	循環型社会	天然資源の消費量を減らして、環境への負荷をできる限り少なくした社会をいいます。廃棄物の発生は最小限に抑えられ、循環可能な資源は適正に利用し、廃棄物は適正に処分されるとしています。
	食品ロス	まだ食べることができる食品が廃棄されることをいいます。食材の生産から消費までのあらゆる場面で発生することがあります。
	処理困難物	有害物質を含むもの、爆発性を有するもの、重量や容積の大きいものなど、市町村が行う一般廃棄物処理事業において、適正な処理が困難な廃棄物をいいます。
スラグ（熔融スラグ）	廃棄物や主灰・飛灰の熔融後、空気中または水中で冷却し固化して得られるガラス質の固形物をいいます。	

さ行	3 R (スリーアール)	リデュース (Reduce : 発生抑制)、リユース (Reuse : 再使用)、リサイクル (Recycle : 再資源化) の3つの頭文字Rの総称です。
	剪定枝	庭木や公園の樹木などの手入れで切り取られた、枝の切りくずをいいます。
た行	中間処理	ごみを焼却、破碎・選別することにより、減容・減量する工程をいいます。埋立処分量を少なくし、資源として再利用できるものを回収するなど、ごみのリサイクルや適正処理を進めていくうえで重要なプロセスです。
	電子マニフェスト	廃棄物処理法における「産業廃棄物管理票」を電子化したものをいいます。また、「産業廃棄物管理票」とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、定められた事項を記載し交付するもので、産業廃棄物の処理の流れを把握・管理し、委託契約内容に基づき廃棄物が適正に処理されていることを確認するための仕組みです。
な行	生ごみ処理機	生ごみを乾燥したり堆肥にしたりする装置のことで、コンポスト容器や電動式のものがあります。生ごみを減量することができ、環境への負荷を大幅に低減することができます。
は行	廃棄物	家庭生活や事業活動などによって排出され、不要になり廃棄の対象となった物をいいます。
	フードバンク	パッケージ不良や形状が規格外であるなどの理由で、品質には問題がないのに売り物にならなかった食品を、企業等から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動及びその活動を行う団体をいいます。
	フレーク	ペットボトルなどの廃プラスチックをフレーク状に破碎・洗浄し、乾燥させたものをいいます。
ま行	ミックスペーパー	汚れた紙などリサイクルできない紙類や資源回収の対象物である新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック等以外のすべての紙類をいいます。

ま行	メタル（溶融メタル）	廃棄物、主灰・飛灰を溶融した結果発生するもので、鉄・銅・ニッケル・金・銀などを含む、粒状形質の金属混合物をいいます。
や行	容器包装	商品を入れる「容器」及び商品を包む「包装」のことをいいます。
	溶融	廃棄物、主灰・飛灰を高温で加熱することをいいます。
ら行	リサイクル（再資源化）	廃棄物を原材料として再生利用することをいいます。
	リサイクルステーション	一般家庭から排出される紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん、生きびん、発火性危険ごみ、有害ごみの排出場所をいいます。
	リデュース（発生抑制）	廃棄物の発生自体を抑制することをいいます。リユース、リサイクルより優先され、3Rの中で最も優先度が高いとされます。
	リユース（再使用）	一度使用された製品や部品、容器等をそのまま再使用することをいいます。